令和６年度（２０２４年度）第３回東海市環境基本計画推進委員会
次第

日　時　令和６年（２０２４年）
９月１７日（火）午後２時から
場　所　市役所５０１会議室

１　委員長挨拶

２　報告事項

(1)　前回委員会議事録について　　資料１のとおり

(2)　部会議事録について　　資料２のとおり

(3)　スケジュール　　資料３のとおり

３　協議事項

(1)　第３章（計画のビジョン）

ア　検討の経緯等の説明資料　　資料４－１のとおり

イ　素案　　資料４－２のとおり

(2)　第４章（環境の柱ごとの基本的な施策）

ア　検討の経緯等の説明資料　　資料５－１のとおり

イ　素案　　資料５－２のとおり

(3)　第６章（計画の推進方法）

ア　推進方法の検討　　資料６－１のとおり　※部会に分かれて検討

イ　素案イメージ　　資料６－２のとおり

(4)　第５章（生物多様性地域戦略）

ア　検討の経緯等の説明資料　　資料７－１のとおり

イ　素案イメージ　　資料７－２のとおり

４　その他

zero carbon TOKAI
TOKAI zero carbon city declaration

資料１

令和６年度（２０２４年度）第２回環境基本計画推進委員会　議事録

１　日　時　令和６年（２０２４年）７月１１日（木）１０時００分～１２時００分

２　場　所　東海市役所　５０１会議室

３　出席者　山本　隆明、吉原　雅哉、榊原　弘之、近藤　高史、牲川　順一、早川　権慈、毛利　まり子、南川　陸夫、寺島　賀子、武富　時満、田中　治幸、森岡　良枝、吉鶴　弥生、加古　博之、龍田　昭一、千頭　聡アドバイザー（委員１５名、アドバイザー１名、敬称略）

環境経済部次長兼生活環境課長、リサイクル推進課長、生活環境課ゼロカーボン戦略室長、生活環境課統括主任２名、生活環境課主任２名、リサイクル推進課主任、株式会社地域計画建築研究所３名

（事務局８名、業務委託業者３名）

４　欠席者　なし

５　会議の公開　公開

６　傍聴者　　０名

７　内容

１　あいさつ

山本委員長よりあいさつをした。

２　報告事項

事務局より資料を用いて報告を行なった。

委員からの意見等はなし。

３　協議事項

⑴　施策体系（案）について

事務局より資料を用いて説明した。

委員等からの意見等はなし。

⑵　ビジョン（案）について

事務局より資料を用いて説明した。

施策体系案及びビジョン案について、部会別で議論を行なう前に千頭アドバイザーから留意事項として次のとおり説明した。

（千頭アドバイザー）：検討では、大きな目線と個々の取り組みが入っているのかの２つの目線があり、前者が大切である。検討の際には、計画書を読んだ市民が１０年後の東海市をイメージできるものになっているかを考えてほしい。また、施策

は、今後１０年を見通して足りないところがないか確認してほしい。例えば、循環型社会の柱の中にサーキュラーエコノミーの話は入れにくいと事務局から説明があったが、今後１０年を考えると、水の循環が必ず話題になる。その中には、降った雨がどのように循環するかという都市基盤の整備に大きく関わるものもある。計画案では廃棄物の循環のみになっているため、自然との共生に入るのかも知れないが、水の循環などのグリーンインフラについても考慮した方がいいと考える。

（事務局）：サーキュラーエコノミーを循環型社会に入れるのは難しいが、水循環については、自然との共生や生活環境保全、気候変動などで記載したいと考えている。

施策体系（案）及びビジョン（案）について部会に分かれて議論し、その内容について全体会で各部会長より概要を報告した。

ア　社会環境部会（寺島部会長）

施策体系の構成（案）について、特に意見はない。

施策の目標（案）について、生活環境保全の目標「空気がきれいで暮らしやすい生活環境になっています」について意見が多く、現状と目標に乖離がある中で「暮らしやすいと言ってしまって良いのか」という意見があった。

ビジョン（案）については、①の「みらいをつくる」の前に「明るい」「暮らしやすい」など何か形容詞が必要ではないかという意見があった。また、「環境と共生」という言葉とは何を意味するのか分かりにくいという意見があった。

イ　生活環境部会（吉原部会長）

施策体系の構成（案）について、柱の名称が「循環型社会」となっているが施策ではごみについてのみ記載されている。循環はごみだけでなく二酸化炭素や水などもあるので、テーマと施策が合っておらず内容に足りない所があるのではないかという意見が出た。

施策の目標（案）について、「自然と共生するまちの形成」の施策目標で、農地等は、総計で農地は保全、公園緑地は整備となっているので整備ではなく、維持に修正してはどうか。また、「環境意識の向上」の施策の目標について「関心」を「意識」とし、マナーの向上など倫理観に触れてはどうか。最後に、「環境保全活動の実践」の記載を「市民全体と環境保全活動を担う個人や様々な団体などが協働しながら積極的な活動を行なっています。」にしてはどうか。

ビジョン（案）については、①については、先ほども意見が出たが、共生する対象が環境となっており分かりづらい。自然なら分かりやすいが、そのような意

味では③の方がもう少し具体的で分かりやすいという意見が出た。

ウ　廃棄物・リサイクル部会（榊原部会長）

施策体系の構成（案）について、「生活環境保全」の推進項目に「大気汚染・降下ばいじん対策」、「水質汚濁・悪臭・騒音対策」など「対策」という言葉が、他の項目の推進、活用、保全等の言葉に対してやや強い、という意見が出た。ただし、行政、市民、企業が一体となって推進して行くことを考えると、主たる対策実施者である企業も含まれているので、これでも良いとなった。

また、「循環型社会」の柱でリサイクルを実生活で取り組むのは大変であるため、上手く取り組む仕組みやツールが必要であるという意見が出た。

施策の目標（案）については、十分な検討ができなかった。

ビジョン（案）については、②か③が良いということであったが、最終的には③が良いという意見になった。③の文言を検討する中で「自然と共生し」とあるが、「地球と共生し」の方が良いのではないかという意見が出た。また、「とうかい」は漢字の方が良いのではないかという意見が出た。

エ　事務局意見

部会長から報告があったが、それ以外にも部会の中で委員の皆さんから様々な意見をいただいており、それらについても計画の検討に活かしていきたい。

オ　千頭アドバイザー意見

皆さんの意見はそれぞれなるほどと思った。事務局はこれらの意見を踏まえて、次回は修正案を出していただきたい。また、２つの部会から意見が出ていた「生活環境保全」の目標について実際に委員が求めているのは、総計の「生活に支障を感じない」というレベルであると皆さんの意見を聞いて思った。これらについては、あまりきれいな言葉で表現するのではなく、強い言葉である「対策」をあえて使うことで意思表示はできるのかなと感じた。

⑶　指標（案）について

事務局より資料を用いて説明を行った。指標（案）については次回の部会で検討を行なう。

委員からの意見等はなし。

⑷　計画期間（案）について

事務局より資料を用いて説明を行った。

（事務局）：原案のままで良いのか、１年短くした方が良いのか意見を伺いたい。

（環境経済部次長）：委員にどのような影響があるのか。

（事務局）：１年短くした場合、９、１０月で部会と推進委員会を２回やる可能性がある。また、総合計画が決まっていないため、総合計画の策定状況によっては環境基本計画の検討も影響を受ける可能性がある。原案の場合大きな問題はないが、デメリットは最後の年にアンケートをとれないことである。

（山本委員長）：アンケート取る・取らないことについては、指標の推移がどのようになっているか分からないが、必要なアンケートはコストをかけてもとるべきである。それを今判断するのは難しいと思うので、事務局一任で良いと思われるがどうか。

（会場）：異議なし。

⑸　第１・２章素案について

事務局より資料を用いて説明を行った。委員からの意見等は次の通り。

（南川委員）：資料８の１４ページでエコスクール参加者数の推移が掲載されており、平成２９年と令和元年が突出しているが、その理由は何か。

（事務局）：平成２９年はフジバカマ植栽会と秋祭りで参加者が増えており、令和元年は市政５０周年記念でさまざまなエコスクールを開催したことによる。

４　全体を通した千頭アドバイザー意見

（千頭アドバイザー）：東海市の環境基本計画なので東海市のことが書いてあるが、自然のことなどを考えた場合には、もっと広域的な範囲の中で東海市の自然がどんな位置づけにあるのか、冒頭で少し広域的に東海市を見る記述があった方が良い。

５　その他

⑴　今後のスケジュールについて

事務局より次回の部会と推進委員会のスケジュールについて説明を行なった。

⑵　その他

ア　降下ばいじんの測定結果について

（山本委員長）：先月、降下ばいじんの新年度の結果の公表があったが、それについては今回、委員と共有しないのか。

（事務局）：次の部会で報告する。簡単に概要を報告すると、光化学オキシダントを除く項目で環境基準を達成している。光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、東海市内の全測定局で達成されていない。但し、これについては全国で 0.1%程度しか達成されておらず、愛知県内の６２の測定局すべてが達成出来ていない。降下ばいじんの測定結果については、令和４年度は過去最低で 3.3t/㎢/月、令和５年度は 3.67t/㎢/月となっている。増えた原因は、明確では

ないが、令和４年度は過去最良の数値であり、風速が弱く、またコロナ禍で企業の生産活動が低かった影響が考えられることから相対的に数値が低かったと推察される。増えた理由については引き続き具体的に分析しながら、今後も測定を続けたい。

（山本委員長）：本日の資料８の p. 15 に指標の関係で載っているので参考にしていただきたい。

（事務局）：ご案内として、市のホームページに、「降下ばいじんのよくある質問」というＱ＆Ａ形式のコーナーを掲載した。こういった情報提供は他の市町村でほとんど行っているところはないと思うが、ご高覧いただきたい。

資料２

令和６年度（２０２４年度）東海市環境基本計画推進委員会
第２回社会環境部会　議事録

１　日　時　令和６年（２０２４年）８月６日（火）１４時００分～１５時３０分
２　場　所　市役所５０１会議室　（５階）
３　出席者　山本　隆明、近藤　高史、牲川　順一、寺島　賀子、龍田　昭一
（委員５名、敬称略）
生活環境課統括主任２名、株式会社地域計画建築研究所１名
（事務局２名、業務委託業者１名）
４　欠席者　なし
５　会議の公開　非公開
６　内容
⑴　説明事項
施策のめざす姿について、事務局より資料１を用いて説明を行った。委員からの意見等はなし。
⑵　協議事項
ア　指標と目標値の検討
事務局より資料２を用いて説明を行った。
㋐　環境の柱「環境行動」について
（委員）「普段から環境に配慮した行動を実践している人の割合」について、市民アンケートはどの程度の人数を対象に実施しているか。
→（事務局）市民 3,000 人に配布しており、60％程度の回収率となっている。
（委員）候補１の「市のホームページのアクセス数」について、異議がある人は特にいないのではないか。
（委員）候補２の「市と NPO、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数」については、事業ごとのレベル感や開催頻度が様々な中で、事業数を指標にした評価はあまり意味がないのではないかと個人的には思う。
→（事務局）「市と NPO、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数」は、環境保全以外の分野も含めた形で、総合計画の指標となっている。総合計画の進捗管理において、協働で実施している事業のレベル感が課によって異なっていることから整理が必要であるという議論が出ている。
（委員）「市のホームページのアクセス数」はどのように増やすつもりか。
→（事務局）ホームページのページ自体を魅力的にしたり、多くの情報を掲載したり、LINE などでホームページに誘導する発信を増やしていくことなどが考えられる。現在市では、LINE や広報などでまずは情報を発信し、詳細な情報についてホームページに掲載して誘導するような方針としている。

（委員）ホームページ閲覧の延べ人数も調べる予定か。
→（事務局）アクティブユーザ数を事前に調査したが、数値の定義がはっきりしないことや、閲覧数よりも多くなっているなど数値の信頼性がないことから、閲覧数とした方がよいと考えている。
（委員）「普段から環境に配慮した行動を実践している人の割合」について、過去の推移もわかるのか。68.2%という数値が高いのか低いのかわからない。既に随分と高いような気もしているが、さらに上昇させていくことができるのか。
（委員）確かに既に高すぎるように感じる。また、調査対象数は 3,000 人ということだが、もっと増やさなければ的確な数字は捉えられないのではないか。
（委員）そもそもアンケートに回答しない人は、環境に配慮していない人が多いのではないか、そうであれば回答をしてくれる人の結果として最大数値になっているのではないかとも思われる。回答した人の割合も反映させた数値とするのが正しいのではないか。
→（事務局）現行計画の指標である「ごみ減量、リサイクルを心がけている人の割合」は当初から 90%程度で推移していた。90%は高すぎるが 60%であれば上昇の余地はあるのではないか。また、総合計画において設定している指標なので、設問の仕方や基準値を変えることは難しい。目標値は 10 年間で上昇させていこうという考え方である。
（委員）候補２の「市と NPO、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数」について、増やしていくことが難しい気がする。市民、事業者、NPO が独自に実施する事業についても、自己申告などでカウントできるようになるとよい。
（委員）市のホームページのアクセス数は閲覧数になるのか。
→（事務局）そうである。指標としては環境・ごみ関連ページのトータルで設定するが、評価する際には、全体数だけではなく、内訳の状況もあわせて分析していきたい。
（委員）「ごみ」ページでは、収集や分別のサイトへのアクセスが多いのか。
→（事務局）そうである。
（委員）「ごみ」ページの閲覧が多いのであれば、本来はそのページをトップページなどもっとユーザーに近い場所に持ってきて、市民の疑問がすぐに解決できるようにしておけるとよい。奥に隠しておくのはもったいない。または、チャットボットなどで対応できるようにしておけるとよい。
（委員）そうすれば、アクセスも自然と増えるのではないか。
（委員）ごみの収集や分別をどうすればよいかわかりづらいことから、アクセスが増えているという状況もあるのではないか。

（委員）「市のホームページのアクセス数」で良いのではないかと思う。市がLINEを始めたのはいつか。

→（事務局）令和５年度始めぐらいである。目標値についてはどうか。

（委員）LINEが市民に定着してきており、ホームページへの呼び水になっている。

（委員）民間の場合、どのぐらい増えるかではなく、まず、どのぐらいアクセスさせたいかで決め、その上でそのための仕掛けとして何ができるか、例えば広報誌にＱＲコードを付与する、ＳＮＳからアプローチするなどの手を打つという考え方で進める。

→（事務局）「ごみ」のページは既に多いので、「ごみ」以外のページを３倍にするという考え方もある。

（委員）「ごみ」のページは維持する、それ以外の情報提供はまだまだなので、これから伸ばしていくという考え方は良いと思う。

→（事務局）その考え方でいけば、65万件程度が目標値になるか。

㈠　環境の柱「生活環境保全」について

（委員）「降下ばいじんの量」について、今後北部が下がっていく根拠はあるか。

→（事務局）これまでの推移としてあまり下がっていないことからなかなか難しいところであるが、市として全体量を減らせば北部も減ってくるはずである。ただ、名古屋市南部の立地企業からの影響もあると思われる。

（委員）そうであれば、なかなか下げることが難しいのではないか。

→（事務局）例えば、北部を2.5t/km2・月の目標値とした場合、市内平均を 2.9 t/km2・月とするためには、その分南部で頑張らないといけなくなる。

（委員）「地域の環境面において、生活に支障を感じている人の割合」について、目標値の35.2%はどのように設定したのか。

→（事務局）総合計画の担当である企画政策課において、アンケートから目標値を設定する際に活用する計算式から導きだした数値である。今回はじめてアンケートで把握した数値なので、過去の実績はない。

（委員）46.9%から下がる気がしない。現行計画の指標である「大気汚染などにより日常生活に支障があると感じている人の割合」も、降下ばいじんの量が減少していっても、あまり変化がなかった。

→（事務局）市民の環境への興味・関心が高まるほど、降下ばいじんについて調べる人、降下ばいじん問題を知る人が増え、結果として生活に支障を感じるようになる人が増えているという可能性はある。

（委員）降下ばいじんの量について、南部・北部の内訳を出すなら、市民意識についても南部・北部の結果が分析できるとよい。目標値を設定しても、

目標につながる行動・取組が難しいので、どちらかといえば目標値というより希望値の位置付けになると思う。

（委員）推移の見通しがわからないので、なかなか難しい。

→（事務局）総合計画の会議でも同じような議論があった。市としてできることとしては、企業への要望、緩衝緑地の整備などである。

（委員）そういった取り組みを進めていく上での目標ということでよいのではないか。

（委員）緩衝緑地の整備について、具体的に計画はあるのか。

→（事務局）整備したいという思いはあるものの、予算が確保できていない中で、具体的に計画に記載する難しさがある。

（委員）生活に支障を感じている人の割合を35%にするために、降下ばいじんの量を 2.9 t/km2・月にする必要があるという説明ができると論理立てられる。

（委員）北部に住んでいる市民は、あまり生活に支障を感じていないだろうから、北部レベルまで減らすという考え方もある。

→（事務局）総合計画では、降下ばいじんを毎年度2%ずつ減らすことを根拠としているため、北部南部についても同様の考え方で2%ずつ減らすとして北部2.3ｔ、南部3.5ｔとすると納得されやすいと考える。

イ　施策ごとの推進項目の検討

事務局より資料３－１、３－２を用いて説明を行った。

○環境の柱「生活環境保全」について

（委員）降下ばいじんについて、対象となる事業者が自ら調査をしているのか。市民が興味をもつようなデータを取得して公開できるとよい。

→（事務局）市は月ごとに調査し公開している。企業としても実施されていると思うが、データ公開はしていない。市からデータ公開について要請はしている。

（委員）対策とあわせてその結果を公開しないと意味がない。

（委員）公害防止協定は毎年結ぶのか。

→（事務局）変更がある場合のみ、締結し直している。締結だけでない表現を追記する。

（委員）環境マネジメントシステムとは何か。

→（事務局）ISO14001などを想定している。市として支援しているわけではないが、企業が自主的に取り組むことを想定している。

（委員）降下ばいじん以外の環境に関する取組について、東海市は、他市町より取り組んでいる方なのか。

→（事務局）特に地球温暖化対策については、体制も予算も確保して力を入れて取り組んでいる。

（委員）降下ばいじんについてはどうにもならない、共存していかなければならない面もある。一方で、それ以外の環境面について、他市町に比べて圧倒的に良いというイメージも持っていない。今後、降下ばいじん以外の面で、東海市の環境が良いというイメージアピールができるとよいのではないか。市としてもまちの価値向上につながる。

→（事務局）今回の計画改定では、これまであまり取り組んでこなかった自然共生をがんばっていこうという流れにしようとしている。東海市の一人あたり都市公園面積は県内でも上位にあり、遊具などにもお金をかけており、質・量ともに高いレベルだと考えている。ごみ行政についても、ごみ袋を無料配布した上で一定量を超えた分を購入できる仕組みもあり、他市町と比べてごみ量が減っている状況にある。まちの評価としては、降下ばいじんによるマイナスイメージが大きいところがあるが、子育て支援や施設整備にはお金をかけてきたところである。

（委員）降下ばいじん問題が目につくというのは、誰からの視点、評価なのか。

→（事務局）不動産業界から、特に転入者は気にされていると聞いている。

（委員）市民からの視点であれば、降下ばいじん以外で良いところをアピールできるとよい。

（委員）今回の計画改定では、大気・降下ばいじん以外の施策が多く盛り込まれていると思うのでよい。

7　その他

事務局より令和５年度大気測定結果についての報告を行った。

令和６年度（２０２４年度）東海市環境基本計画推進委員会
第２回生活環境部会　議事録要旨

１　日　時　令和６年（２０２４年）８月８日（木）１４時００分～１５時３０分
２　場　所　市役所５０１会議室　（５階）
３　出席者　吉原 雅哉、武富 時満、吉鶴 弥生、加古 博之
（委員４名、敬称略）
生活環境課統括主任２名、生活環境課主任、株式会社地域計画建築研究所２名
（事務局３名、業務委託業者２名）
４　欠席者　南川 陸夫
５　会議の公開　非公開
６　内容
⑴　説明事項
施策のめざす姿について、事務局より資料１を用いて説明を行った。委員からの意見等はなし。

⑵　協議事項
ア　指標と目標値の検討
事務局より資料２を用いて説明を行った。
〇全体を通して
（委員）「市民一人１日当たりのごみの排出量」について、R16 の数値はとれないのか。
→（事務局）R16 はとれるが、総合計画で目標値を定めているため、R15 とさせていただきたい。

〇環境の柱「環境行動」について
（委員）他の自治体ではどのような指標を設定しているのか。
→（事務局）エコスクール参加者数のように、イベント集客数を設定する例が多い。また、市民の意識をアンケートで調べる例もある。

（委員)「市と NPO､事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数」について､協働しているかどうかにこだわらない方法もあるのではないか。例えば、市民活動センターに登録している団体のうち環境保全に取り組んでいる団体や、エコスクールに協力した団体をカウントしてもよいのではないか。
（委員）団体・グループの登録制度なども含め、団体や活動の情報を募集し、団体から情報が集まるような仕組みができるとよい。市と協働した事

業とした場合は対象となる取り組みが限られ、また予算との兼ね合いで将来的に増やしていくことが難しい面もある。

（委員）今後、市も一緒に取り組んでいく形にできるとよいと思うので、候補２「市とNPO、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数」の方がよいと考える。

（委員）市との協働という縛りをつけると、今後事業数が増えていかないことが懸念されるので、幅広に考えた方がよいのではないか。いずれにしろ、ぶれないためにも、協働の定義をきちんとしていかないといけない。

（委員）協働・ネットワークづくりも兼ねて、団体の登録制度を立ち上げていけるとよい。

→（事務局）これから仕組みを作っていくとなると、現状値を把握できないという課題もある。

（委員）周辺の企業と連携して地域の清掃活動を行っているが、「市とNPO、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数」となると含まれてこなくなる。

（委員）指標の基準値がとれないのであれば、まずは現在わかる範囲として、市との協働で実施していることを前提とした指標として、今後、協働による事業だけでなく幅広に推移を見ていけるとよいかもしれない。

（委員）ホームページのアクセス数で環境意識の向上度合いが測れるかというと、無謀な気もしている。

（委員）ホームページからの情報発信やツールを増やしていることで数値が伸びているのであり、意識が向上しているから伸びているわけではないのではないか。

（委員）協働で実施している環境保全に係る事業数の目標値については、ほぼ倍増である20としておくのでどうか。

（委員）上昇としておくのもよい。

○環境の柱「自然との共生」について

（委員）「花や緑が豊かなまちであると思う人の割合」について、「豊かな」というのは、何と比較して評価しているのか。

→（事務局）比較先があるわけではなく、それぞれ自分の中で判断していただくことを想定している。

（委員）花や緑が豊かなまちであると思うという考え方は、人によって異なりぼやけるという議論は以前からしてきたところであるが、今回も同様の指標が設定されている。

（委員）緑被率を調べる予定はないのか。

→（事務局）緑の基本計画を策定した際に調査して以降実施しておらず、現時点では予定されていない。

（委員）ビオトープの定義をどう考えるかだが、当社でも知多緑浜工場にビオトープを造成し、５年に１度ぐらい、その生態系を調べている。
→（事務局）「市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点」について、ある程度の面積で管理者がはっきりしているものを想定している。
（委員）大池公園が入らないのはなぜか。
→（事務局）単に緑地がある場所を設定するのではなく、生物多様性の保全・再生を目標に掲げて取り組みを行っていることを重視したい。
（委員）「市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数」について、将来増えていくのか。増やしていくためにどのように働きかけていくのかが大事である。
（委員）その点は、毎回議論しているが悩みどころである。
→（事務局）減らさないということが大事だという考え方もある。
（委員）ため池の池干しを行うことが、外来種の対策につながっている場合もある。
（委員）家庭の庭であっても対象にすることも考えられる。例えば花壇コンクールにビオトープ部門を創設し、賞を獲得した庭については、「市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数」としてカウントするのもよい。
（委員）基準値である８地点は、市全域からみれば非常に少ないとも考えらえる。市内の緑被面積や、耕作地もあわせた面積を見せられるとよい。
（委員）生物多様性の保全・再生に取り組むということが、具体的にどういうことか定義できるとよい。
（委員）現状の住処がないことには生物多様性は育まれていかない。
→（事務局）緑被率については、現状も経年的にも把握ができないという課題がある。
（委員）この計画における「緑」を定義づけし、限定的に解釈することはできるのではないか。
（委員）取り組みを示す能動的な視点を指標に含んでほしいという思いはある。

（委員）目標の設定は難しいが、取組次第で地点数を上昇させることはできる。こういった指標を設定することで、生物多様性の保全・再生に意識する人が増えていくとよい。
（委員）目標値については、現状がわからないので決めにくい。例えば、1年に１か所増やすという考え方もよい。

（委員）これだけ難しい課題なので、上昇するというだけでもよいかもしれない。

イ　施策ごとの推進項目の検討

事務局より資料３－１、３－２を用いて説明を行った。

○全体通して

（委員）計画の記載の仕方は、だいたいこのような形を想定しているのか。

→（事務局）案として出させていただいており、まだ確定しているものではない。

（委員）SDGｓのマークが入っているが、今後国際的な議論がなされる予定で、SDGｓも変わる可能性が高い

→（事務局）現段階では、市としてはSDGｓを位置付けて計画を作っていく必要がある。

○環境の柱「自然との共生」について

（委員）「多様な生物」という言葉が使われているが、そうすると在来種以外も含まれてしまうため、「地域に根差した多様な生物」とした方がよい。

（委員）「市民による生き物のデータベースづくりと活用（ミティゲーションへの活用）」とあるが、ミティゲーションが目的に見えてしまうので、カッコ内は削除した方がよい。

（委員）「農業施設や施設園芸等の農業振興に係る補助」について、この取り組みはハウスなどの整備に関する農業振興の取り組みになるので、自然共生とは相反する取り組みになるのではないか。

→（事務局）削除させていただく。

○環境の柱「環境行動」について

（委員）３－２の「環境保全活動団体の活動への支援」とあるが、支援を行うのは行政であり、市民は参加ではないか。

→（事務局）講師としての支援はあるかもしれないが、表現を見直す。

以上

令和６年度（２０２４年度）東海市環境基本計画推進委員会
第２回廃棄物・リサイクル部会　議事録

１　日　時　令和６年（２０２４年）８月８日（木）９時３０分～１１時００分
２　場　所　東海市芸術劇場　会議室　（２階）
３　出席者　榊原 弘之、毛利 まり子、早川 権慈、森岡 良枝、田中 治幸（委員５名、敬称略）
　　リサイクル推進課長、生活環境課統括主任１名、リサイクル推進課主任１名、株式会社地域計画建築研究所２名
　　（事務局４名、業務委託業者２名）
４　欠席者　なし
５　会議の公開　非公開
６　内容
⑴　説明事項
　施策のめざす姿について、事務局より資料１を用いて説明を行った。
　「環境行動」-「環境保全活動の実践」における、「環境学習の機会や環境情報が充実し、環境への関心が高まっています」→「…、環境への意識が高まっています」に変更する。

⑴　協議事項
ア　指標と目標値の検討
　事務局より資料２を用いて説明を行った。
〇環境の柱「環境行動」について
（委員）候補２において、活動している事業数ではなくて延べ参加人数などにした方が、価値がわかりやすいのではないか。
→（事務局）事業が全課にまたがっており、計数が難しい。エコスクール参加者数も大規模に集客するプログラムを行うかどうかで参加者数が増減してしまうのが悩ましい。

（委員）市のホームページにアクセスしたからといって、意識が高いといえるのだろうか。アクセスせずに広報紙を見ている人がほとんどなのではないか。
→（事務局）以前は広報紙に詳細なたくさんの情報を載せていたが、現在は広報紙には概要のみを掲載し、ホームページの情報量を充実させて、ホームページに誘導する形式となった。また、LINE からもホームページに誘導するようにしている。アクセスの内訳を明示すれば、単にごみ出しについての情報を得ようとしてアクセスした数と、環境学習のページにアクセスした数とが判別できる。

（委員）意識を測るため、ホームページに投票のボタンをつけてカウントしていくのはどうか。
→（事務局）まだ実施していない取り組みのため、実現できるかどうか不確定であることから今回指標に設定することは難しいが、今後検討することはできると思う。

○環境の柱「循環型社会」について
（委員）ごみの排出量は事業系ごみも含まれているようだが、アンケートは家庭にしか出していないのか。
→（事務局）総合計画の指標を測るため市民向けに実施しているアンケートであり、事業所にはアンケートを行っていない。

（委員）アンケートの取り方に関して、「降下ばいじんで生活に支障をきたしている人の割合」という質問は、５年程前の記憶が残っていて、支障をきたしていると思ってしまう人もいる。昔のことではなく直近の範囲で答えるというアンケートのとり方をするために、表現に配慮したほうがよいと思う。混乱しない言い方にしてほしい。
→（事務局）総合計画で実施しているアンケートで、既に基準値を設定している。聞き方によって答えはかなりかわってしまうため、設問内容を今から変えることはできないが、環境分野でアンケートを新たに取得する場合には参考にしたい。

（委員）「市民一人１日当たりのごみの排出量」の目標値 730g/人・日は妥当なのか。どうやって決めたのか。
→（事務局）第６次総合計画での目標が 800g/人・日程度であり、これを既にクリアしている。減らす限度もあり、今現在からおおよその下降線を引いた到達点として目標を設定した。今の東海市として頑張れば実現できるような数字である。なお全国１位の掛川は 600g/人・日程度である。

○目標値について
（委員）ホームページのアクセス数の目標設定の考え方について、将来の東海市民全員が環境に意識を持っているという定性的な目標を理想として想定し、大人の市民全員は年に一人一回見ることとして、数値化するのがいいのではないか。
→（事務局）何人がアクセスしたかというアクティブユーザーというデータも取得は可能だが、Google の機能を利用するにあたっての技術的な問題があって、アクセス数より大きい数字だったりして信頼性が低い。

（委員）事業者の優良認定制度について、環境保全に対応する会社を市が認証し、ワッペンを渡したりするのはどうか。
→（事務局）優良認定制度はまだ行っていないので、指標として記載することはできないが、将来的な検討としたい。

イ　施策ごとの推進項目の検討

事務局より資料３－１、３－２を用いて説明を行った。

〇環境の柱「循環型社会」について

（委員）取組例というのは 10 年間の中でできそうなものを書いているという認識でよいか？
→（事務局）前回部会で付箋紙に書いていただいた意見をそのまま書いている。基本的に市の計画では予算や決済を取っておらず実現のめどがまったく立っていないものは書けない。記載内容については、今後調整をしていくが、今の段階では幅広に検討してもらえるとよい。

（委員）「3010 運動を参考にした取り組みへの協力」とあるが、「参考」とはどういうことか。3010 運動はある程度啓発が終わっているのか。
→（事務局）記載の修正をする。

（委員）「食べ切れる量のメニューの導入やばら売りでの販売」とあるが、コロナが始まってから「ばら売り」という感覚はなくなったのではないか。

（委員）「ごみ指定袋制度の充実」とあるが、指定袋制度はもう充実しているのではないか。
→（事務局）指定袋として、例えば可燃ごみであれば 40L を配布している。５年ごとに市民アンケートで意見を聴取しているが、余り過ぎるとか、足りないとかの意見をいただく。少しずつ枚数や大きさを変えており、時代に合った制度の充実を図ろうという意図である。

（委員）「プラスチック資源化の拡充」とあるが、去年から始まったことなので、さらに「啓発」という言葉も入れて充実させていくというのが良いと思う。

（委員）「食べきれる量のメニューの導入」とあるが、ご飯の量だけでもお店が対応してくれるよう、市からも意識づけをしてほしい。

（委員）取組例は市民・事業者・市と分かれているが、例えば事業者の欄にある「サーキュラーエコノミー型製品・サービスの展開」の裏返しが市民

では「サーキュラーエコノミー型製品・サービスの選択」になる。こういう表裏一体の関係の項目の記載について調整した方がよい。

（委員）「家庭ごみは外部には出さない」とはどういう意味か。
→（事務局）コンビニなどのごみ箱に出さないでほしいという意味である。文言を修正する。

（委員）「ごみ袋に記名する」というのはどういうものか。
→（事務局）ごみ袋への記名は以前はやっていたことであり、マナーを守ってもらうために実施していたが、プライバシーの問題があり中止した。前回の部会で市民のできることとして挙げられたため載せているが、記載内容を調整する。

以上

推進委員会、審議会等の実施内容（予定）

資料３

年度	環境基本計画推進委員会		環境審議会		庁内	
６年度	5月21日 第１回	【検討】年次報告書作成（R5結果まとめ） 【重点検討】現計画の振りかえり(現状・課題と今後の方向性) ※部会に分かれて検討 【検討】計画フレーム、環境を取り巻く社会情勢 【説明中心】環境の柱・施策体系等の構成				
	6/3-11 部会1回目	【説明中心】現状と課題 【重点検討】環境の柱、施策体系（基本的な施策、行動計画）の検討 【ブレーンストーミング】市民・事業者が取り組めることの意見抽出				
					6月19日 二役説明	【重点検討】ビジョン、施策体系、重点プロジェクトの設定 【イメージ説明】計画フレーム、環境を取り巻く社会情勢、現状と課題
					6月26日 庁内会議 １回目	【重点検討】施策体系、ビジョン、指標案 【説明】スケジュール、計画フレーム 【イメージ説明】環境を取り巻く社会情勢、現状と課題 【推進事項の徹底】30by30
	7月11日 第２回	【簡単な説明】各部会の結果報告 【重点検討】施策体系の詳細、ビジョン　※部会に分かれて検討 【説明】指標案　　※具体的検討は次回の部会で 【確認】第１・２章素案				
			8月2日 第１回	【説明】第3次計画の概要 【検討】第１・２章素案 【重点検討】施策体系、ビジョン 【説明】5年度大気汚染測定結果		
	部会2回目 8/6・8 温暖化PT 8/20	【検討】成果指標と目標値の検討、施策ごとの推進項目				
	9月17日 第３回	【検討】素案3－6章 【重点検討】推進体制・方法　※部会に分かれて検討				
					9月20日 庁内会議	パブコメ前　素案確認
			10月11日 第２回	パブコメ前　素案確認 ※指標・目標値、推進項目の内容は初見となるためしっかり説明		
	11/1-11/30　パブリックコメント　⇒　意見とりまとめ					
					12/23-25	素案検討
	1月10日 第４回	・パブコメ後の文言調整等 ・最終案作成				
			1月27日 第３回	・答申案に対する検討⇒答申 ＋公害防止協議会（日本製鉄への立入）		

資料４－１

第３章（計画のビジョン）　検討経緯の説明資料

	ビジョン	備考・設定理由
第１次 第２次	未来につなぐ 美しいふるさと東海	―
第３次 （案）	①　~~人と自然が共生する　持続可能な環境都市　とうかい~~ A　B　C ①´　人と自然が未来をつくる　持続可能な環境都市　とうかい　◎ D　B　C	A：国のビジョンである「循環共生型社会」から「共生」を採用 B：国のビジョンである「循環共生型社会」の説明文から「持続可能な」を C：総合計画にある「とうかい」を D：１・２次ビジョンの「未来」を
	②　~~環境と共生し　持続可能な未来をつくるまち　とうかい~~ A　E　C	E：国のビジョンである「循環共生型社会」の説明文から「持続可能な」、１・２次ビジョンの「未来」を
	③　未来につなぐ　環境と共生するまち　とうかい　○ F　A　C	F：１・２次ビジョンの一部である「未来につなぐ」を継承 ※③　の「未来につなぐ」は、現在の良い状態を継続するイメージを強調 ①´の「未来を創る」は、主体的に実現するイメージを強調
	④　~~自然と共生し、住みやすい環境と持続可能な社会をつくるまち　とうかい~~ G　C	G：総合計画における「環境・経済分野のめざす姿・施策名称」を統合しつつ、「新計画における環境の５本の柱」を盛り込んだもの

【参考】ビジョン（案）への環境審議会での意見	
①　人と自然が共生する　持続可能な環境都市　とうかい ①´人と自然が未来を創る　持続可能な環境都市　とうかい	・小野委員：①´がよい。ありきたりな未来より、持続可能という少し難しい言葉をあえて入れることで、市民に覚えてもらえるとよい。 ・青木委員：①´がよい。知多半島と愛知東部の丘陵地をつなぐということをはじめて聞いて、それが分断されるのはよくないと考えており、人と自然が未来をつくるという表現がよい。東海市の位置付けとしても非常に重要だと考えた。 ・山口委員：①か①´がよい。東海市のイメージにマッチしている。持続可能なという言葉は、認識していただくという点でよい。 ・神野委員：言葉の内容を考えると①´が良いと思ったが、個人的にすっと入ってくる文言は③だと思う。 ・澤木委員：①´か③がよい。なかなか絞りきれない。 ・久野委員：①´がよいと思うが、環境都市という言葉がひっかかる。ちょっと違うのではないか。そうなると③がよい。 ・越智委員：①´か④がよい。②③は「環境と共生し」がいまいちピンとこない、理解が追いつかない。
②　環境と共生し　持続可能な未来をつくるまち　とうかい	・久野（兼）委員：②がよい。地球温暖化問題を受け入れざるを得ない状況の中で、東海市としてどこまでやっていけるか、市民と一緒に改善していく、つくっていくということを示していけるとよい。
③　未来につなぐ　環境と共生するまち　とうかい	・神野委員：言葉の内容を考えると①´が良いと思ったが、個人的にすっと入ってくる文言は③だと思う。 ・高下委員：つながりという言葉は、名古屋港水族館でもよく使われているが、つながりでなく、「つなげる」や「つなぐ」という方が、意思を感じるとい言われる。そういう視点では③の方が、意欲が感じられてよい ・大橋委員：どれも素晴らしいと思うが、③はわかりやすくてよい。 ・山下委員：③がよい。説明を聞いて、第１，２次の「未来をつなぐ」を継続し、さらに課題として挙げた方が良いと思った。 ・大木委員：③がよい。SDGs の 16 番目のゴールは緑であり、緑といえば環境という観点でみると③がよい。③については私も東海市も取り組んでおり重視したい。 ・澤木委員：①´か③がよい。なかなか絞りきれない。
④　自然と共生し、住みやすい環境と持続可能な社会をつくるまち　とうかい	・武富委員：④と①を組み合わせ、「自然と共生し、持続可能な環境都市とうかい」にしてはどうか。東海市としては、「自然と共生」という部分を大きく打ち出したい。 ・毛利委員：③も良いと思うが、④は少し長いがわかりやすい言葉であり、未来につながる言葉だと思う。 ・越智委員：①´か④がよい。②③は「環境と共生し」がいまいちピンとこない、理解が追いつかない。

（その他）

・高井委員：①②は漢字が多いのが気になる。東海市のキャッチフレーズとして「〇〇とうかい」が多いので、平易な表現の方がすっと入る。

・佐藤委員：「環境と共生」とあるが、良い環境も悪い環境もあるので、「環境」という言葉ではピンとこない。例えば住みやすい環境など、修飾語を入れるとわかりやすい。

・越智委員：②③は「環境と共生し」がいまいちピンとこない、理解が追いつかない。

第３章　計画のビジョン

資料４－２

1　めざす環境ビジョン

本市においては、これまで「未来につなぐ美しいふるさと東海」を環境ビジョンに掲げ、市民、事業者、地域・団体、市など多様な主体の協働により、環境に配慮したまちづくりと持続可能な循環型社会に向けた取り組みを進めてきました。

新たな 10 年においては、これまでの考え方を継承しながら、さらなる発展につなげていくため、めざす環境ビジョンを次のとおり掲げ、多様な主体の協働により環境の保全及び創造を進めていきます。

東海市の環境ビジョン

人と自然が未来をつくる

持続可能な環境都市　とうかい（仮）

市民、事業者・団体、市など多様な主体が協働しながら環境を守る行動を実践し、自然共生、気候変動、循環型社会など持続可能な社会の実現に取り組みつつ、市民全員が健康で快適に暮らすことができるまち（市民や地域が環境面から Well－being を実現できている状態）を、将来に渡って、つくり・つないでいきます

第７次東海市総合計画では、将来都市像を「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」と掲げ、多様な主体による「つながり」の輪を広げ、市民一人一人の笑顔と希望があふれるまちを目指しています。東海市の環境ビジョンは、この将来都市像を踏まえた上で、市民や地域が環境面から Well－being を実現できている状態を実現できるよう、「人と自然が未来をつくる」、「持続可能な環境都市」の言葉に、次のような思いを込めて策定しました。

人と自然が未来をつくる

人々が自然とのつながりを育み、その恩恵を受ける中で、環境だけでなく経済や社会を含む魅力的な未来を、自分たちが行動し、つくっていこうという主体的な思い

持続可能な環境都市

将来にわたって持続可能な地域づくりを進め、市民全員が健康で快適に暮らすことができる環境を次世代に引き継いでいくという思い

2　環境ビジョンを実現するための環境の柱

目指す環境ビジョンを実現するために、５つの環境の柱を設定し、それぞれのめざす姿に向けた取り組みを進めていきます。

それぞれの環境の柱は、相互に関係し合うものとして相乗的に進めていくものであり、環境の柱５「環境行動」は、環境の柱１～４に共通する取り組みの土台となるものです。

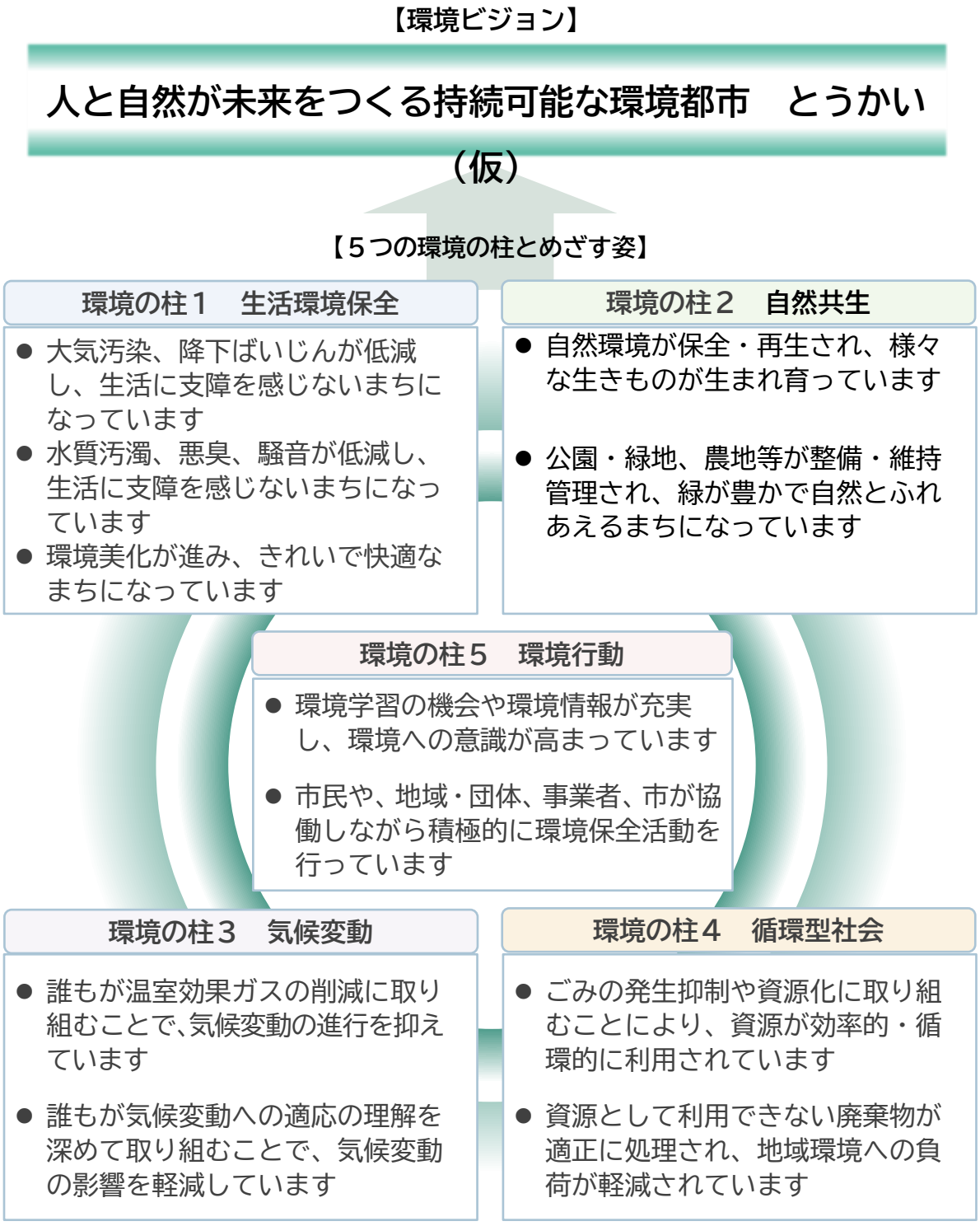

コラム

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGs の 17 ゴールの相互の関係性を示すものとして、各ゴールを「経済」「社会」「環境」という３分野に大きく分けて構成した、SDGs ウェディングケーキモデルがあります。これは、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられ、それぞれが密接に関わりながら成り立っていることを示しています。そのうえで、「経済」「社会」「環境」の課題を解決するために、「パートナーシップ（協働）」が重要としています。

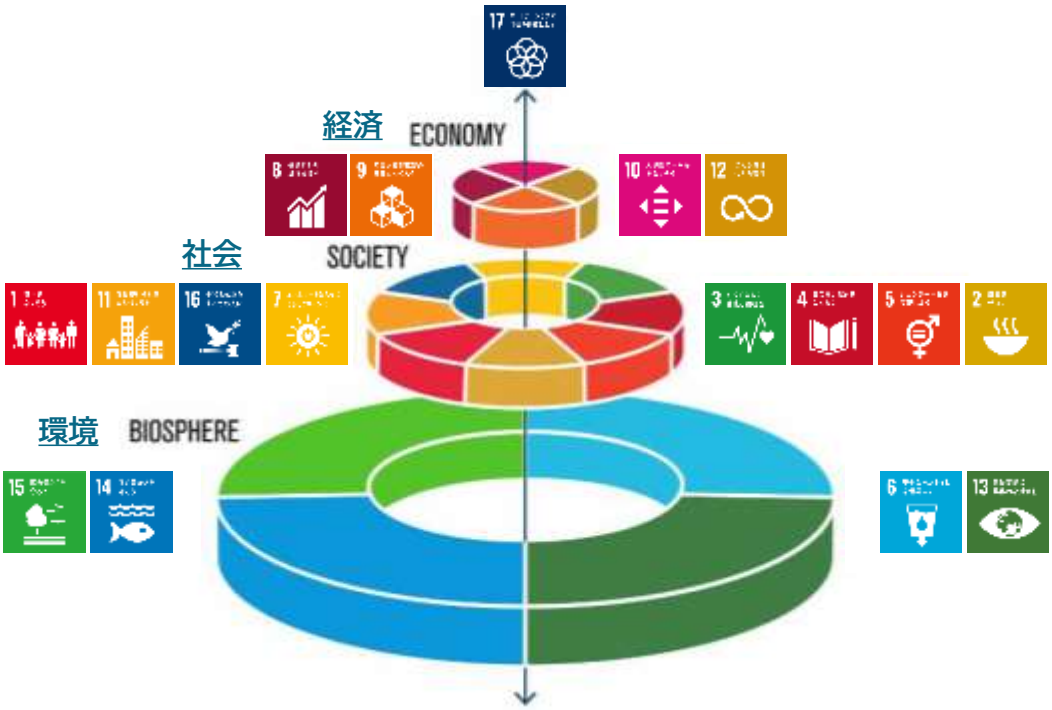

出典：Johan Rockström and Pavan Sukhdev （Stockholm Resilience Centre, Stockholm University）を一部加筆

《東海市の環境の柱と主な SDGs のゴールとの関係》

本計画では、SDGs の 17 ゴールについて、「環境の柱」及び「施策」と関係の深いものを掲載しています。ただし各ゴールは独立しているわけではなく全てのゴールに相関関係があり、環境・社会・経済の課題に対して統合的に取り組むことが重要です。本計画においても、統合的な課題解決という SDGs の視点を取り入れながら、多様な主体の協働により様々な取り組みを進めます。

資料５－１

第４章（環境の柱ごとの基本的な施策）　検討経緯の説明資料

目標設定の考え方	・総合計画のまちづくり指標となっている指標案は、設定済みの目標値を活用 ・総合計画の成果指標となっている指標案は、目標値はなく方向性（上向き・下向き）のみ設定されており、新計画でも同様の方向性とする ・基準値は、取得できる最新年度の数値を使用 ・目標値の年度について、総合計画で設定されている指標は、総合計画の目標年度である令和 15 年度とし、独自に設定する指標は 16 年度とする

環境の柱	施策	指標案	基準値		目標値	算出方法	備考
環境行動	全体	普段から環境に配慮した行動を実践している人の割合	68.2% (R4)		上昇 (R15)	市民ｱﾝｹｰﾄ「普段から環境に配慮した行動を実践している」で「はい」と回答した人の割合/ｱﾝｹｰﾄ回答総数×100　※1	総合計画 成果指標
	候補１）環境意識の向上 候補 2）環境保全活動の実践	~~候補 1:市のホームページ（ごみ・環境関連）のアクセス数~~ 候補 2:市とＮＰＯ、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数	~~候補 1）445,092 件 (R5)~~ 候補 2）　11 事業 (R5)		~~候補 1:　620,000 件 (R16)~~ 候補 2:　増加 (R16)	~~候補 1:市のホームページ内「ごみ・環境関連」ページへの年間アクセス数　※2~~ 候補 2:1 年間に市と NPO、事業所、大学が協働で実施した環境保全に係る事業の数 ※2	独自指標
生活環境保全	全体	地域の環境面において、生活に支障を感じている人の割合	46.9% (R4)		35.2% (R15)	市民ｱﾝｹｰﾄ「お住まいの地域の環境面において、生活に支障を感じている」で「はい」と回答した人の割合/ｱﾝｹｰﾄ回答総数×100　※1	総合計画 まちづくり指標
	大気汚染・降下ばいじんの低減	降下ばいじんの量（市内平均） ※北部平均・南部平均についても目標値を設定	市内平均	3.7t/km2･月 (R5)	2.9t/km2･月 (R15)	市内測定局（移動測定局を除く）で毎月測定した降下ばいじん量の年間平均値の合計/測定局数	総合計画 まちづくり指標
			北部平均	2.8t/km2･月 (R5)	2.3t/km2･月 (R15)		
			南部平均	4.5t/km2･月 (R5)	3.5t/km2･月 (R15)		
気候変動	全体	温室効果ガス排出量の削減割合	21.0% (R5 取得 R2 時点)		50% (R15 取得 R12 時点)	基準年度（H25 年度）に対する温室効果ガス排出量の削減割合（特定事業者排出者を除く）	総合計画 まちづくり指標
	温室効果ガスの削減	地球温暖化の防止に取り組んでいる人の割合	76.9% (R4)		上昇 (R15)	市民ｱﾝｹｰﾄ「地球温暖化のために取り組んでいることがある」で「はい」と回答した人の割合/ｱﾝｹｰﾄ回答総数×100　※1	総合計画 成果指標
自然共生	全体	花や緑が豊かなまちであると思う人の割合	73.2% (R4)		82.7% (R15)	市民ｱﾝｹｰﾄ「花や緑が豊かなまちであると思う」で「そう思う」「どちらかといえば思う」と回答した人の割合/ｱﾝｹｰﾄ回答総数×100　※1	総合計画 まちづくり指標
	生物多様性の確保	候補 1:市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数 ~~候補 2:都市公園・公共施設緑地の面積~~ 候補 3:生物調査・観察会の実施数	候補 1）　8 地点 (R5) ~~候補 2）　292.4ha (R5)~~ 候補 3）　13 件 (R5)		候補 1:　増加 (R16) ~~候補 2:　上昇 (R16)~~ 候補 3:　増加 (R16)	候補 1:市、事業者、団体などによる、緑地や水辺等の維持・保全活動、ビオトープ等の生物生息空間の創出、希少種保護や外来種防除活動などに取り組んでいる地点数　※詳細は次ページ参照 ~~候補 2:都市公園、公共施設緑地（小学校、ちびっこ広場等における緑地の面積）の面積の合計~~ 候補 3:市内における動物・植物・昆虫・水生生物等の生物の調査・観察を主たる内容とする講座等の実施数	独自指標
循環型社会	全体	市民一人１日当たりのごみの排出量	762g/人･日 (R5)		730 g/人･日 (R15)	【1 年間のごみ（家庭系・事業系（可燃物＋不燃物））の清掃センター（R6～西知多クリーンセンター）への総搬入量＋資源回収量】/年間日数/人口	総合計画 まちづくり指標
	ごみの減量・資源化	ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる人の割合	81.8% (R4)		上昇 (R15)	市民ｱﾝｹｰﾄ「ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる」で「そう思う」「どちらかといえば思う」と回答した人の割合/ｱﾝｹｰﾄ回答総数×100　※1	総合計画 成果指標

※１　「東海市総合計画に関するアンケート調査」により毎年度把握　　※２　市役所庁内照会による確認

【参考】指標・目標値設定にあたってのデータ・定義等

■市のホームページ（ごみ・環境）のアクセス数

	HP番号	R5 アクセス数	目標値
合計	1001699	**445,092**	**620,660 ≒62万**
ごみ・環境トップページ		8,420	25,260
リサイクル推進課			0
ごみ	1001700	357,308	357,308
リサイクルセンター（施設案内）	1006042	3,009	9,027
リサイクル・資源	1001743	26,894	80,682
生活環境課			0
環境対策	1001762	6,911	20,733
温暖化対策	1001774	24,230	72,690
環境学習	1001791	5,269	15,807
生活環境	1001902	13,051	39,153

【目標値の考え方】
・ごみのページは増減なし
・ごみ以外のページは３倍

■市とＮＰＯ、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数

・生活環境課…エコスクール開催補助事業、環境モニター設置事業、
地域美化推進事業、地域ねこ推進活動、猫避妊等補助事業
・リサイクル推進課…3R 活動講座等運営事業（まち・ネット・みんなの広場に委託）
資源集団回収事業（市から回収量に応じた報奨金を支払っている。）
3R 活動啓発事業（コミュニティから推進員を選出し活動を推進）
・花と緑の推進課…花のまちづくり運動推進委員会設置事業、
アダプトプログラム事業、自然環境再生事業

【目標値の考え方】
案①：増加　　~~案②：１年で１事業増加させる　R5：11 事業　→　R16　22 事業~~

■市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数

・市…加木屋緑地（自然再生拠点として位置づけ）
・民間事業者…愛知製鋼、大同特殊鋼２、東レ、東邦ガス、日本製鉄
・学校他…フナビオ（船島小学校他）

【目標値の考え方】
案①：増加　　~~案②：１年で１か所増加させる　R5：8 か所　→　R16　19 か所~~

【地点数の定義】

以下のすべての項目を達成していること
〇地理的に画定された区域であり、土地の管理者・活動責任者が特定されていること
〇区域の全部又は一部が次のいずれかに該当し、それが資料等によって示せられること
・公的機関等に生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
・里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
・生態系サービスを提供する場であり、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
・伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている場
・希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
・分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
・越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場
・既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連結性を高める機能を有する場
〇活動目的・活動内容が明確で、生物多様性の価値に悪影響を与えず、長期的な域内保全に貢献していること
〇活動が継続的に行われており、関係者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されていること

■都市公園・公共施設緑地の面積

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で採用している緑の指標

【目標値の考え方】
案：本市の R16 時点の計画数値

■降下ばいじんの量（t/㎢･月）の実績値　※めざそう値は２次計画

２　北部・南部の降下ばいじんにおける総合計画の設定時の考え方による試算

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	調整後	
市内平均	4.2	3.8	3.5	3.9	4.3	4.0	4.2	3.6	3.7	3.6	3.5	3.5	3.4	3.3	3.3	3.2	3.1	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	市内平均
北部	2.8	2.8	2.6	2.9	3.0	3.0	2.9	2.7	3.0	2.9	2.84	2.79	2.73	2.67	2.62	2.57	2.52	2.47	2.42	2.37	2.32 →	2.3	北部
南部	5.6	4.9	4.3	5.0	5.7	5.0	5.7	4.6	4.3	4.3	4.21	4.13	4.05	3.97	3.89	3.81	3.73	3.66	3.59	3.51	3.44 →	3.5	南部
																5年後めざそう値 3.2		10年後めざそう値			2.9		

R４について
→各月：過去３年間の平均値を推定値とするもの
※R4実測定値　市内3.3
北部2.7　南部3.9
※気象条件や企業の生産量を考慮

【めざそう値の設定方法】
R4の想定値に対し、降下ばいじん（市内平均）を年２％ずつ低減させると試算して設定

第４章　環境の柱ごとの基本的な施策

資料５－２

1　施策体系

【環境ビジョン】 人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市　とうかい（仮）

環境の柱	施　策	推進項目
1 生活環境保全	1 大気汚染・降下ばいじんの低減	大気汚染対策
		降下ばいじん対策
		市民への効果的な周知・啓発
	2 水質汚濁・悪臭・騒音の低減	水質汚濁対策
		悪臭対策
		騒音対策
	3 環境美化の推進	美化活動等による良好な環境の創出
2 自然共生	4 生物多様性の確保	地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全
	5 自然と共生するまちの形成	公園・緑地、農地等の整備・維持管理
3 気候変動	6 温室効果ガスの削減	省エネ型ビジネス・ライフスタイルの促進
		再生可能エネルギー等の導入・活用
	7 気候変動への適応	気候変動への適応に関する啓発
		分野ごとの適応策の推進
4 循環型社会	8 ごみの減量・資源化	３Ｒの推進
	9 ごみの適正処理	ごみの適正処理の推進
5 環境行動	10 環境意識の向上	環境情報の整備・提供
		環境学習の推進
	11 環境保全活動の実践	環境保全活動の促進
		活動促進・ネットワークづくり

2 指標

計画の進捗状況を分析するため、環境の柱ごとに指標を以下のとおり設定しました。

指標については、環境の柱ごとの施策・推進項目の取り組み状況や、施策のめざす姿の達成状況を検証するため、毎年度把握していきます。

環境の柱	指標	基準値		目標値
環境行動	普段から環境に配慮した行動を実践している人の割合	68.2% (R4)		上昇 (R15)
	ＮＰＯ、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数	11 事業 (R5)		増加 (R16)
生活環境保全	地域の環境面において、生活に支障を感じている人の割合	46.9% (R4)		35.2% (R15)
	降下ばいじんの量（市内平均）	市内平均	3.7t/km2･月 (R5)	2.9t/km2･月 (R15)
		北部平均	2.8t/km2･月 (R5)	2.3t/km2･月 (R15)
		南部平均	4.5t/km2･月 (R5)	3.5t/km2･月 (R15)
気候変動	温室効果ガス排出量の削減割合	21.0% (R5 取得 R2 時点)		50% (R15 取得 R12 時点)
	地球温暖化の防止に取り組んでいる人の割合	76.9% (R4)		上昇 (R15)
自然共生	花や緑が豊かなまちであると思う人の割合	73.2% (R4)		82.7% (R15)
	市内で生物多様性の保全･再生に取り組んでいる地点数	8 地点 (R5)		増加 (R16)
循環型社会	市民一人１日当たりのごみの排出量	762g/人･日 (R5)		730 g/人･日 (R15)
	ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる人の割合	81.8% (R4)		上昇 (R15)

指標設定の考え方

・個別事業の取組結果のみに左右されにくい、環境の柱全体としての成果が反映される指標を優先し、環境の柱ごとに「アンケート（市民意識にかかる指標）」と「定量的な指標」を一つずつ設定します。

・指標の基準値は、取得できる最新年度の数値を使用します。

・「第７次東海市総合計画」のまちづくり指標となっている指標は、同計画で設定された目標値・目標年度を採用します。ただし、今後、同計画の後期計画への改訂等により、めざそう値の見直しが行われた場合は、環境基本計画の目標値も変更します。

・本計画期間中に、後期計画の改定時など指標の変更を行う場合があります。また、指標の定義の変更等により、基準値の変更を行う場合があります。

3　環境の柱ごとの施策・推進項目

環境の柱１　生活環境保全

施策１	大気汚染・降下ばいじんの低減
施策２	水質汚濁・悪臭・騒音の低減
施策３	環境美化の推進

■指標（案）

指標案		基準値	目標値
地域の環境面において、生活に支障を感じている人の割合		46.9% （令和 4 年度）	35.2% （令和 15 年度）
降下ばいじんの量（市内平均）	市内平均	3.7t/km2･月 （令和 5 年度）	2.9t/km2･月 （令和 15 年度）
	北部平均	2.8t/km2･月 （令和 5 年度）	2.3t/km2･月 （令和 15 年度）
	南部平均	4.5t/km2･月 （令和 5 年度）	3.5t/km2･月 （令和 15 年度）

施策１　大気汚染・降下ばいじんの低減

施策のめざす姿

大気汚染、降下ばいじんが低減し、生活に支障を感じないまちになっています

施策の方針

大気汚染や降下ばいじんについて、大気の常時監視や継続的な調査・分析を行うとともに、公害防止協定や事業所への立入調査による監視・指導、事業者による対策などにより、市民、事業者、関係機関が連携しながら大気環境の改善を図ります。

特に降下ばいじんについて、市・県・事業者による対策状況の確認や協議、事業者への対策の要請などにより、削減対策を継続的に検討・実施します。また、降下ばいじんの状況や削減対策について効果的な周知・啓発を行い、市民の理解醸成を図ります。

推進項目

推進項目	取り組み内容
（1）大気汚染対策	
	大気汚染物質の測定・分析
	公害防止協定の締結と立入検査による監視、指導等
（2）降下ばいじん対策	
	降下ばいじんの測定・分析
	公害防止協定の締結と立入検査による監視、要請等
	降下ばいじん対策検討会などにおける対策の検討と実施
（3）市民への効果的な周知・啓発	
	わかりやすい情報の提供と発信頻度の充実
	即時性の高い情報提供

【資料説明】
市の取組として、現状で実施していない又は 対応が不十分と思われる項目を網掛け
※最終版では網掛けはしない

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
・大気汚染・降下ばいじんに関する情報収集 ・野焼きをしない ※慣習上必要な場合を除く ・アイドリングストップの実施 ・環境モニターへの協力 ・緩衝緑地の保全活動への参加	・大気汚染・降下ばいじんの情報や環境対策の行政への報告、市民への情報公開 ・工場における集じんや飛散防止、敷地内緑化など対策の実施 ・公害防止協定の締結 ・降下ばいじん対策検討会への参加 ・アイドリングストップ・エコドライブの徹底

市
・大気汚染常時監視の実施 ・降下ばいじん調査・分析 ・公害防止協定の締結・立入調査等 ・降下ばいじん対策検討会への参加 ・事業者への降下ばいじん削減の要望 ・緩衝緑地の整備・維持管理 ・大気汚染・降下ばいじんに関する情報公開と市民にわかりやすく、即時性の高いツール等の使用

施策２　水質汚濁・悪臭・騒音の低減

施策のめざす姿

水質汚濁、悪臭、騒音が低減し、生活に支障を感じないまちになっています

施策の方針

水質汚濁について、河川やため池の常時監視や継続的な調査・分析を行うとともに、生活排水対策や公共下水道の普及などを行い、汚濁防止に努めます。

悪臭について、事業所への立入調査による監視・指導などを行い、発生防止に努めます。

騒音について、環境騒音及び自動車騒音の調査・分析や、事業所への立入調査による監視・指導などを行い、発生防止に努めます。また、日常生活に伴う生活騒音の防止について普及啓発を進めます。

推進項目

推進項目	取り組み内容
（１）水質汚濁対策	
	河川・ため池、排出水の水質調査・分析
	公害防止協定の締結と監視、指導等
	生活排水対策の普及啓発
	公共下水道の整備と接続率向上
	下水道供用地域外における合併処理浄化槽の整備
（２）悪臭対策	
	事業所への調査、立入による監視、指導等
	公害防止協定の締結と監視、指導等
（３）騒音対策	
	事業所への調査、立入による監視、指導等
	環境騒音及び自動車騒音の調査・分析
	公害防止協定の締結と監視、指導等
	生活騒音防止にかかる普及啓発

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
・油を流さないなど生活排水対策の実践 ・公共下水道への接続 ・浄化槽の保守点検・清掃・定期検査 ・合併処理浄化槽の設置 ・アイドリングストップの実施 ・周辺環境への生活騒音の配慮や工夫	・事業所からの排水・悪臭・騒音の予防対策 ・公害防止協定の締結 ・アイドリングストップの徹底

市
・定期的な水質調査・分析の実施 ・協定等に基づく事業所への立入調査、指導等 ・苦情に係る事業所への立入調査、指導等 ・下水道の整備 ・下水道接続率向上のための啓発 ・環境騒音・道路騒音の測定・分析 ・生活上の排水・騒音・悪臭に係る市民への啓発等

コラム、イラスト等

施策３　環境美化の推進

施策のめざす姿

環境美化が進み、きれいで快適なまちになっています

施策の方針

市内一斉清掃活動やアダプトプログラムなど、市民や事業者、関係団体との協働により、地域の清掃活動や美化活動を進めます。

市民への啓発やパトロールなどにより、ポイ捨てなど不法投棄防止の未然防止を行うとともに、愛護動物の適切な飼育に関するマナー啓発や、雑草対策、空き家・空き地対策、害虫対策など、まちの良好な環境づくりを進めます。

推進項目

推進項目	取り組み内容
美化活動等による良好な環境の創出	
	市内一斉清掃（クリーンサンデー）等による清掃活動の推進
	アダプトプログラムによる美化活動の推進
	不法投棄防止の啓発、監視パトロールの実施
	地域ねこ活動や糞害対策など、愛護動物の適切な飼育推進
	雑草等の適正な管理、指導
	空き家・空き地などの適正な管理、指導
	人に危害を与える害虫等の駆除・予防

コラム、イラスト等

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
・市内一斉清掃（クリーンサンデー）等の清掃活動への参加 ・アダプトプログラムへの参加 ・ごみのポイすてや不法投棄をしない ・地域ねこ活動への協力 ・愛護動物の糞の放置対策など適切な飼育 ・自宅の敷地の緑化や、花壇整備、周辺を含めた雑草等の処分 ・空き家・空き地の手入れ	・市内一斉清掃（クリーンサンデー）等の清掃活動への参加 ・事業者、市等が連携した美化活動への参加と情報公開 ・アダプトプログラムへの参加 ・事業系廃棄物の不法投棄をしない ・事業所敷地の緑化や周辺を含めた雑草等の処分

市
・コミュニティ、町内会・自治会、事業者、市民などへの美化活動の依頼・協力 ・新たな美化活動のあり方の仕組みづくり ・アダプトプログラムの実施・啓発 ・市内道路等の不法投棄パトロール ・公共用地における放置自動車・自転車の撤去 ・監視カメラによる不法投棄の防止 ・地域ねこ活動の推進 ・管理が不十分な空き家に対する管理不全等空家・特定空家等の指定や対応 ・スズメバチ類の巣の除去

環境の柱 2　自然共生

施策４　生物多様性の確保
施策５　自然と共生するまちの形成

■指標（案）

指標案	基準値	目標値
花や緑が豊かなまちであると思う人の割合	73.2% （令和 4 年度）	82.7% （令和 15 年度）
市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数	8 地点 （令和 5 年度）	増加 （令和 16 年度）

施策４　生物多様性の確保

施策のめざす姿

自然環境が保全・再生され、様々な生きものが生まれ育っています

施策の方針

市内の生物多様性の実態を把握するとともに、市民や地域・団体、事業者と連携し、緑地や里山など本市の自然環境の保全・再生や生態系のネットワーク化を進め、地域に根ざした多様な動植物が生息・生育できる環境を保全します。

また、外来種の生息状況について、情報収集及び市民への情報提供・啓発を行うとともに、関係機関などと連携しながら外来種の駆除対策を行います。

推進項目

推進項目	取り組み内容
地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全	
自然・生物調査の実施	
自然環境の保全・再生活動の推進	
保全活動や調査を実施・支援する人材・団体の育成・支援	
広域的生態系のネットワークづくり	
緩衝緑地の保全・再生	
在来種や外来種に対する意識向上	
外来種の駆除活動による生態系の保全	

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
・生きもの調査活動への参加 ・地域の生物や自然環境に関心をもち理解を深める ・市民による生き物のデータベースづくりと活用 ・自然環境保全活動への参加 ・自宅の敷地・庭での在来種による緑化 ・外来種を捨てない ・農薬や化学肥料をなるべく使わない	・生きもの調査活動への参加、実施支援 ・企業緑地の市民参加による生態系モニタリング ・開発時における生物や生態系への配慮 ・グリーンベルトにおける環境保全活動 ・事業所敷地での在来種による緑化 ・自然環境保全活動への従業員の参加

市
・市民等参加型による生物調査の実施・支援
・エコスクールによる自然観察会の実施
・自然環境再生拠点の整備・維持管理
・自然共生サイト等を通じた民間事業者との連携
・生物多様性の保全に取り組む地域・団体や事業者などの周知・ＰＲ
・知多半島生態系ネットワークへの参加・協力
・専門家や市民との協働による希少種の情報整理及び保護活動
・外来種の駆除と在来種の保全
・外来種に関する市民への周知活動

コラム、イラスト等

施策５　自然と共生するまちの形成

施策のめざす姿

公園・緑地、農地等が整備・維持管理され、緑が豊かで自然とふれあえるまちになっています

施策の方針

公園や緑地など、自然とふれあえる場を整備するとともに、市内の緑の量・質を確保するため、公園・緑地や街路樹の適正な維持管理、民有地の緑化などを進めます。

また、市内の豊かな水環境を持続的に利用できるよう、水辺環境の整備による水へのふれあいの機会提供、雨水利用などによる水循環の確保を進めます。

生態系保全や緑の景観形成、防災など多様な役割を担う農地については、遊休農地対策や地産地消などにより農地保全を進めます。

推進項目

推進項目	取り組み内容
公園・緑地、農地等の整備・維持管理	
	公園・緑地などにおける自然とのふれあいの推進
	街路樹など市内の緑の適正な維持管理
	民有地緑化の促進
	市民が水と親しめる空間の創出
	雨水貯留浸透施設の設置や河川・ため池などの適正管理などによる水循環の確保
	地産地消の推進などによる農地の保全
	遊休農地対策の推進

コラム、イラスト等

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
・公園・緑地などで身近な緑に親しむ ・自宅の敷地・庭の緑化 ・保全活動や美化活動への参加 ・雨水貯留設備の設置 ・節水の心がけ ・地元の農産物の購入・消費	・敷地・建物などの緑化 ・保全活動や美化活動への参加・協力 ・透水性舗装や雨水浸透桝などの導入 ・農地の適正な管理 ・低農薬・有機栽培など環境保全型農業の実施 ・地元の農産物の消費者への提供

市
・多様な機能を発揮する公園・緑地の適正な整備・維持管理 ・公共施設における緑のカーテンなど緑化の推進 ・街路樹等の整備 ・公園・緑地や公共施設等の緑化における、在来種の優先選定 ・民間の土地、建築物、生垣等への緑化補助や保全地設定 ・水辺の保全や親水化など水辺と親しむ空間づくり ・ため池の適正管理と機能強化 ・優良農地の保全 ・農地利用の集積・集約化や新規就農支援などによる遊休農地や耕作放棄地の防止・解消 ・環境保全型農業の普及、取り組み支援 ・地産地消の普及啓発やブランド作物の認定・販売促進 ・学校給食における市内農産物の利用

環境の柱３　気候変動

施策６　温室効果ガスの削減
施策７　気候変動への適応

■指標（案）

指標	基準値	目標値
温室効果ガス排出量の削減割合	21.0% （令和 5 年度取得 令和 2 年度時点）	50% （令和 15 年度取得 令和 12 年度時点）
地球温暖化の防止に取り組んでいる人の割合	76.9% （令和 4 年度）	上昇 （令和 15 年度）

施策６　温室効果ガスの削減

施策のめざす姿

誰もが温室効果ガスの削減に取り組むことで、気候変動の進行を抑えています

施策の方針

「東海市地球温暖化対策実行計画」に基づき、着実かつ効果的に施策を推進します。

市民のライフスタイルや事業者の事業形態の改善を図るとともに、次世代自動車の普及やエコドライブの推進、公共交通機関の利用促進など環境にやさしく利便性の高い移動を普及し、家庭や事業者の省エネルギー化を進めます。

市内への再生可能エネルギーの導入拡大や市外からの調達、効率のよいエネルギーへの転換など、エネルギーの脱炭素化と安定供給の実現を目指して取り組みます。

推進項目

推進項目	取り組み内容
（１）省エネ型ビジネス・ライフスタイルの促進	
	市民のライフスタイルの転換
	建築物などの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進
	事業所による省エネルギー活動の促進
	次世代自動車の普及促進
	環境負荷の小さい移動手段の促進
	公共交通に関する拠点ネットワーク型都市の形成

推進項目	取り組み内容
（２）再生可能エネルギー等の導入・活用	
	再生可能エネルギーの導入
	自立分散電源の推進
	水素エネルギーの導入
	他自治体との都市間連携の推進
	再生可能エネルギー電力の普及促進

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
・省エネに関する正しい情報収集と知識、行動 ・ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥやゼロカーボンアクションの実施 ・電気やガスなどの使用エネルギーの把握 ・高効率・省エネ型製品の選択 ・住宅の省エネ化や木材利用の検討・実施 ・次世代自動車の導入 ・エコドライブの実施 ・公共交通機関やカーシェア、自転車、徒歩による移動 ・ＺＥＨや太陽光発電設備の導入 ・太陽光発電の自家消費の検討	・カーボンニュートラル技術の情報収集 ・省エネルギー設備の導入 ・環境に配慮した製品製造・サービス提供 ・環境マネジメントシステム（ISO14001等）を通じた環境配慮の推進 ・テレワーク等のワークスタイル転換やエコ通勤の推進 ・次世代自動車の導入 ・太陽光発電設備、ＰＰＡ、ＺＥＢ等の情報収集・導入 ・工場排熱や地中熱等の未利用エネルギーの有効活用 ・再エネ設備設置時における地域環境への配慮 ・再生可能エネルギー電力の選択

市
・脱炭素化に効果的なシティプロモーションの推進
・市民が環境行動に取り組むきっかけづくりや継続性を高める仕組みの検討・実施
・市民、事業者の次世代自動車導入に対する支援及びインフラ設備の普及の促進
・カーボンニュートラル技術の積極的な情報収集
・事業者の温暖化対策に対する支援
・エコドライブの普及啓発活動
・パーク・アンド・ライドなど利便性の高い公共交通ネットワークの構築

施策７　気候変動への適応

施策のめざす姿

誰もが気候変動への適応の理解を深めて取り組むことで、気候変動の影響を軽減しています

施策の方針

既に現れている、あるいは中長期的に避けられないといわれる気候変動による様々な影響に対して、市民や事業者の理解促進や適切な知識の習得を図り、各主体による適応策を推進するとともに、気候変動適応計画の策定について検討をしていきます。

農業や健康などそれぞれの分野において、関連部局・関係機関の連携や、関連施策との連携・整合を図りながら、気候変動の影響、適応策に関する情報収集、効果的な適応策の検討・実施を進め、被害や影響の低減・防止を図ります。

推進項目

推進項目	取り組み内容
（１）気候変動への適応に関する啓発	
	気候変動による影響や適応についての理解促進
（２）分野ごとの適応策の推進	
	【健康・市民生活】 熱中症対策の啓発、クーリングシェルターなど暑熱避難施設の設定など
	【農業】 農家等への情報提供や普及啓発、農作物への影響把握と対応
	【自然生態系】 生物への影響把握と対応
	【水環境・水資源】 水質の継続的なモニタリング、水道水の安定供給のための施設管理、雨水・再生水の利用や節水など
	【自然災害】 台風・ゲリラ豪雨による浸水被害の低減・防止

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体
・適応策への情報収集
・熱中症予防に関する情報収集、予防行動
・自宅の敷地・庭の緑化などによる遮熱
・高温障害による品質不良など規格外となった農産物の購入
・生きもの調査への参加
・雨水貯留施設の設置
・ハザードマップの確認や家族での話し合いなど日頃からの備え
・地域防災訓練への参加

事業者
・適応策への情報収集
・屋外作業や職場における熱中症対策
・敷地内や建物の緑化による遮熱
・農産物など高温に強い品種の選択
・雨水利用の推進
・災害等を想定したＢＣＰ（事業継続計画）の作成
・自立分散型エネルギーの導入

市
・適応策の市民や事業者への情報提供、普及啓発
・熱中症対策や熱中症特別警戒アラートの普及啓発
・クーリングシェルターなど暑熱避難所の設定
・水質調査や生物調査などによる継続的なモニタリング
・ハザードマップの公表
・防災・減災のためのインフラ整備

コラム、イラスト等

環境の柱４　循環型社会

施策８　ごみの減量・資源化
施策９　ごみの適正処理

■指標（案）

指標	基準値	目標値
市民一人１日当たりのごみの排出量	762g/人･日 （令和５年度）	730 g/人･日 （令和 15 年度）
ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる人の割合	81.8% （令和４年度）	上昇 （令和 15 年度）

施策８　ごみの減量・資源化

施策のめざす姿

ごみの発生抑制や資源化に取り組むことにより、資源が効率的・循環的に利用されています

施策の方針

市民や事業者に対し、限りある資源を有効に使い、なるべくごみを出さないという意識と行動を促すため、３Ｒ活動に関する啓発を行うとともに、ごみの発生抑制、再使用、分別による資源化を推進します。

推進項目

推進項目	取り組み内容
３Ｒの推進	
	３Ｒ活動の理解促進
	ごみ減量の推進
	資源化の取り組みの促進
	サーキュラーエコノミーに繋がる取り組みの推進

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
・ごみ減量に関する情報収集、意識向上 ・3010 運動の積極的な実施 ・手前どりや使いきれる量の購入など食品ロス削減への取り組み ・フリマサイトやリサイクルショップの利用 ・３Ｒ情報の利用 ・ごみと資源の分別徹底 ・生ごみの堆肥化 ・資源集団回収の実施	・3010 運動の啓発と取り組みへの協力 ・食べ切れる量のメニューの導入や個包装単位での販売 ・賞味期限・消費期限が近い商品の売り切りの工夫 ・フードドライブなど食品ロス削減活動への協力 ・古紙やプラスチックなどの資源化の徹底 ・サーキュラーエコノミー型製品・サービスの開発・展開

市
・エコクッキングコンテスト・環境優良推進店の指定など、市民・事業者と協働する３Ｒ活動の仕組みづくり ・３Ｒ情報の提供 ・ごみ減量、資源化への広聴活動 ・ごみ指定袋制度の継続 ・生ごみ減量のための対策の推進 ・草木類の資源化 ・プラスチック資源化の啓発 ・ボトル to ボトルの推進 ・フードドライブなど食品ロス活動の啓発・支援

施策 9　ごみの適正処理

施策のめざす姿

資源として利用できない廃棄物が適正に処理され、地域環境への負荷が軽減されています

施策の方針

家庭や事業所から出されるごみについて、市民や事業者がルールを遵守し、適正な排出ができるよう、マナーやモラル向上のための啓発や指導などを行います。

市は、近隣自治体との連携を図りながら、ごみ処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、安全かつ安定的な収集運搬、中間処理、最終処分を行います。

推進項目

推進項目	取り組み内容
（1）ごみの適正処理の推進	
	ごみの排出ルールの理解促進
	不適正なごみの処分の監視、指導等
	ごみ処理方法の適正化

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
・ごみの排出ルールの情報収集と順守 ・家庭ごみは一人ひとりが責任をもって、決まった収集日に決まった袋で朝に出す ・ごみ集積場所の維持管理	・ごみの適正排出に関する情報の収集 ・事業系一般廃棄物の適正な排出と処分 ・産業廃棄物の適正な排出と処分

市
・ゴミ排出ルール・マナーの啓発 ・適正処理のための助言、指導等 ・安全かつ安定的なごみの収集運搬 ・西知多クリーンセンターでのごみの適正処理 ・最終処分場の適正な維持管理

環境の柱５　環境行動

施策 10　環境意識の向上
施策 11　環境保全活動の実践

■指標（案）

指標	基準値	目標値
普段から環境に配慮した行動を実践している人の割合	68.2% （令和 4 年度）	上昇 （令和 15 年度）
市とＮＰＯ、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数	11 事業 （令和 5 年度）	増加 （令和 16 年度）

施策 10　環境意識の向上

施策のめざす姿

環境学習の機会や環境情報が充実し、環境への意識が高まっています

施策の方針

市民や地域・団体、事業者などとの連携により、環境モニターや環境調査などを通して、市内の環境の現状や人材・団体に関する情報などの環境情報を整備するとともに、市民や事業者に対して、様々な媒体を通して効果的に情報発信・周知します。

また、あらゆる世代の人が環境問題を意識し、環境に対する理解を深めながら具体的な行動を起こすことに繋がるよう、事業者や教育機関、関係団体などと協働しながら、エコスクールをはじめとした多様な環境学習の場・機会を充実します。

推進項目

推進項目	取り組み内容
（１）環境情報の整備・提供	
	イベントなどを通した普及啓発
	ホームページやＳＮＳ等、多様な媒体を活用したわかりやすい環境情報の発信
	環境調査の充実とデータベース化
	市内の人材・活動団体の把握とデータベース化
（２）環境学習の推進	
	エコスクールによるあらゆる世代への学習機会の提供
	地域・団体や事業者、教育機関、学生等との協働によるエコスクール講座やイベントの開催
	教育機関、課外活動など多様な時間・場所における環境学習の推進

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
・市の環境に関心をもち理解を深める ・環境情報を入手することへの意識向上 ・自分が知った情報の家族や周囲への拡大 ・環境調査への参加 ・環境モニターへの協力 ・エコスクールへの参加と周囲への啓発 ・環境関連講座・イベントへの参加	・市の環境に関心をもち理解を深める ・環境に関する取り組み情報の公開・提供 ・従業員への環境教育の実施 ・環境調査への協力 ・エコスクールの協働による講座開催や、講師派遣や場の提供などの協力 ・環境イベントの開催やブース参加、開催支援 ・小中学校等での出張講座の実施 ・農業・収穫体験の実施

市
・ホームページ、ＳＮＳ等による環境学習情報の提供
・環境モニターによる市内の現状の情報収集
・市内の人材・活動団体の情報収集
・エコスクールの開催及び開催支援
・民間事業者や関係機関等と協働したイベントやエコスクールの実施
・教育機関や学生等と連携した環境学習の機会の提供

コラム、イラスト等

施策 11　環境保全活動の実践

施策のめざす姿

市民や、地域・団体、事業者、市が協働しながら積極的に環境保全活動を行っています

施策の方針

市民一人ひとりの自発的な行動や地域の環境保全活動への積極的な参加・関わりを促すとともに、それら活動を担うことができる人材・団体を発掘・育成し、活動を支援します。

環境保全活動の活性化と持続的な取り組みに向けて、団体間の交流・情報共有、人材・団体のネットワーク化など、市民、地域・団体、事業者、市など多様な主体の協働による環境保全活動を推進します。

推進項目

推進項目	取り組み内容
（1）環境保全活動の促進	
	環境行動につながる効果的な啓発
	環境保全活動への参加促進
	環境保全活動を担う人材やリーダーの発掘・育成
	環境に配慮した事業活動・技術の推進
（2）協働・ネットワークづくり	
	地域・団体、事業者、市の協働による取り組みを推進する仕組みづくり
	人材・活動団体のネットワーク形成

コラム、イラスト等

市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
・日常での環境行動の実践 ・環境保全活動への参加、講師協力 ・人材育成講座への参加、講師協力 ・環境保全に取り組む事業者等の商品・サービス選択 ・市民活動センターの活用などによる他団体との交流	・環境保全活動への協働参画と市民への情報公開 ・環境に配慮した事業活動の実践 ・環境ビジネスや環境技術開発の推進 ・環境マネジメントシステム（ISO14001 等）の導入 ・人材育成講座への従業員参加、講師協力・支援

市
・エコスクール公募講座によるリーダー・団体の育成・支援
・環境審議会・環境基本計画推進委員会における市民、地域・団体・事業者等との連携
・事業者における環境に配慮した経営活動や取り組みに関する情報提供
・活動団体の交流・ネットワーク拠点づくり
・アダプトプログラムやパートナー制度等の地域・団体、事業者等と連携する仕組みづくり

コラム、イラスト等

資料６－１

第６章（計画の推進方法）の検討

１　組織構成

第２次計画の組織構成と同様の構成とする。

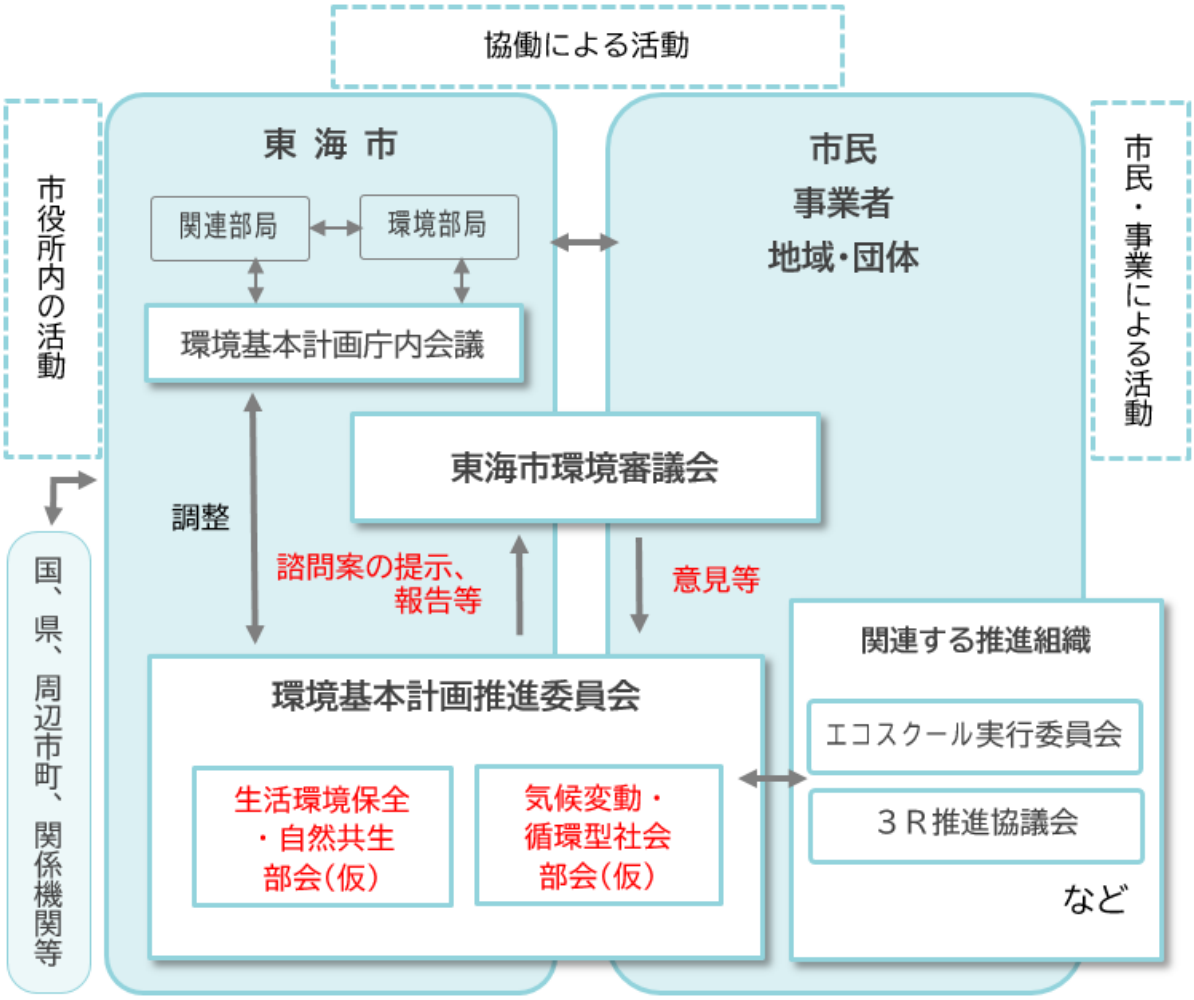

２　環境基本計画推進委員会の概要

(1) 委員会は年３回開催を基本とし、計画の改定年度等、必要に応じて増減をする。また、書面により開催することも可能とする。

(2) 各委員会・協議会について、部会に振り分け、次のとおり開催し協議する。

ア　エコスクール実行委員会　　３～４回／年

イ　３Ｒ推進協議会　　２～３回／年

ウ　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）年次報告書の検討　　１～２回／年

(3) 第２次計画と同様に、環境基本計画の推進状況について進行管理を行うため、毎年度、年次報告書を作成する。

３　環境基本計画推進委員会の人数について

（1）課題

ア　現在の１５人体制（事業所５人、ＮＰＯ５人、市民公募５人）は、全体での発言が少なく有効な議論ができていない。部会での発言は多いことから、人数が多いことが原因だと考えられる。

イ　市内で環境活動を行うＮＰＯ等について、５団体を招聘することが困難になりつつある。

ウ　市民公募は、毎回規定人数しか集まらない。

（2）対応

課題を踏まえ、第３次計画では委員数を１０人又は１２人とする。

なお、環境基本計画推進委員会は、市民の意見を反映させるため、ＮＰＯと市民公募を合わせた人数が全体の半数以上となるように設定する。

ア　１０人の場合　　事業所５人、ＮＰＯ２人、市民公募３人

イ　１２人の場合　　事業所６人、ＮＰＯ３人、市民公募３人

４　環境基本計画推進委員会の部会編成について

委員を２部会に編成し、次のとおり担当する環境の柱・委員会などを定める。

（1）「生活環境保全・自然共生」部会　　※エコスクール実行委員会

（2）「気候変動・循環型社会」部会　　※３Ｒ推進委員会、温暖化年次報告書

（3）　環境行動は両部会とも担当

5　進行管理方法

(1)　基本的な進行管理方法

目標・計画に基づく予算化が求められる自治体において、継続的な改善に役立つ PDCA サイクルを基本的な進行管理方法とする。

●部会での検討：

PDCA サイクルを踏まえた上で、推進委員会のより良い進行方法、年次報告書の形式などについて検討する。※「C→A」の部分の強化、市民・事業者の取組状況の把握・フォロー方法についても検討する

(2) 実施スケジュールの検討

	第 1 回委員会	第 2 回委員会	第 3 回委員会
H31 以前	5～6 月 年次報告書の検討	9～1 月 年次報告書の検討	3 月 年次報告書の確定 課題の検討、改善等
現在 （R2～）	5～6 月 年次報告書の検討 課題の検討、改善等 ※指標の集計ができるのが 5 月中旬以降	8 月 年次報告書の確定 課題の検討、改善等 ※年次報告書の確定を早くするとともに、10 月予算策定に間に合うよう早期に実施	12 月 課題の検討、改善等 環境施策の紹介等
第 3 次計画期間	部会での検討		

【令和５年度におけるＰＤＣＡ例】

・Ｐ（４年１０月）→Ｄ（５年度）→Ｃ（６年度第１・２回）→Ｐ（６年１０月）

→Ａ（６年度第２・３回）

【５年度第１～３回における課題の検討】

・降下ばいじんに係る広報の充実
・エコスクールの WEB 申込対応の開始
・ホームページの充実
・降下ばいじんのよくある質問サイトの検討

第６章　計画の推進方法

資料６－２

1　推進主体

本計画を効果的かつ効率的に推進し、東海市の環境をよりよいものにしていくためには、市民や地域・団体、事業者、市など、すべての主体が、自らできることに主体的に行動していくとともに、各主体が果たすべき責任と役割を明確にして、ともに手を携え、相互に補完し、協力して進めていくことが必要です。

	範囲	責任と役割
市民	市内に在住する人とその家族及び市内に在勤・在学する人	・自らの消費行動が多くの環境問題や様々な社会課題の解決につながっていることを認識し、日常生活において、環境に配慮した生活を行い､環境への負荷を低減するとともに、健康で快適に暮らすことができるよう努めます。 ・地域などの自然に接するとともに、環境教育・環境学習の機会や地域活動に参加するなど、環境への理解を深め、身近なところから主体的に取り組みます。
地域・団体	ボランティア団体やコミュニティ、町内会・自治会など市内で活動する市民団体	・市や市民、事業者が取り組む環境保全活動に対し支援、協力、連携等を行います。 ・市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報を提供します。 ・自らも地域における環境保全に取り組みます。
事業者	市内で事業活動を行っている企業や事業所	・関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。 ・汚染物質の排出削減、廃棄物の発生抑制・減量化・適正処理、再生資源の利用、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーの活用など、事業活動のあらゆる段階で環境への負荷を低減するよう努めます。 ・これらの環境保全の取組について、企業の利益や事業価値の向上につなげられるように努めます。 ・地域の一員として、環境学習の機会や地域活動に積極的に参加します。
市	東海市 （事業によっては愛知県、国）	・環境に関する施策を策定し、市民や事業者と連携し、環境に関する取組を実施します。 ・市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報提供、活動の支援を行います。 ・各主体における環境に関する取組が円滑に進むよう、全庁横断的な調整や県・他市町村との連携を図ります。 ・自らも事業者として環境保全に積極的に取り組みます。

2 推進体制

本計画は、市民、地域・団体、事業所の代表者で構成された「環境基本計画推進委員会」において進行管理を行い、次の組織や団体などとも連携しながら、計画的かつ効果的に施策・事業を推進していきます。

東海市環境審議会

東海市環境基本条例において設置が規定され、学識経験を有する者、環境関係団体を代表する者、事業者を代表する者、関係行政機関の職員、市内に住所を有する者で構成されており、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議をします。

東海市環境基本計画推進委員会

市内に住所を有する者 事業者を代表する者 ＮＰＯを代表する者で構成され、環境基本計画の推進状況について、協働による進行管理を行うとともに、環境ビジョンを実現するための提案、環境ビジョンを実現するための事業に関する調査・企画・実施等、事業の推進に関する啓発等を行います。また、効果的な提案等を行うため、部会を設置します。

庁内体制

市の環境部局を中心に、庁内で一体的な推進を図っていくため、関係部局と、総合的・横断的な調整・連携を図ります。

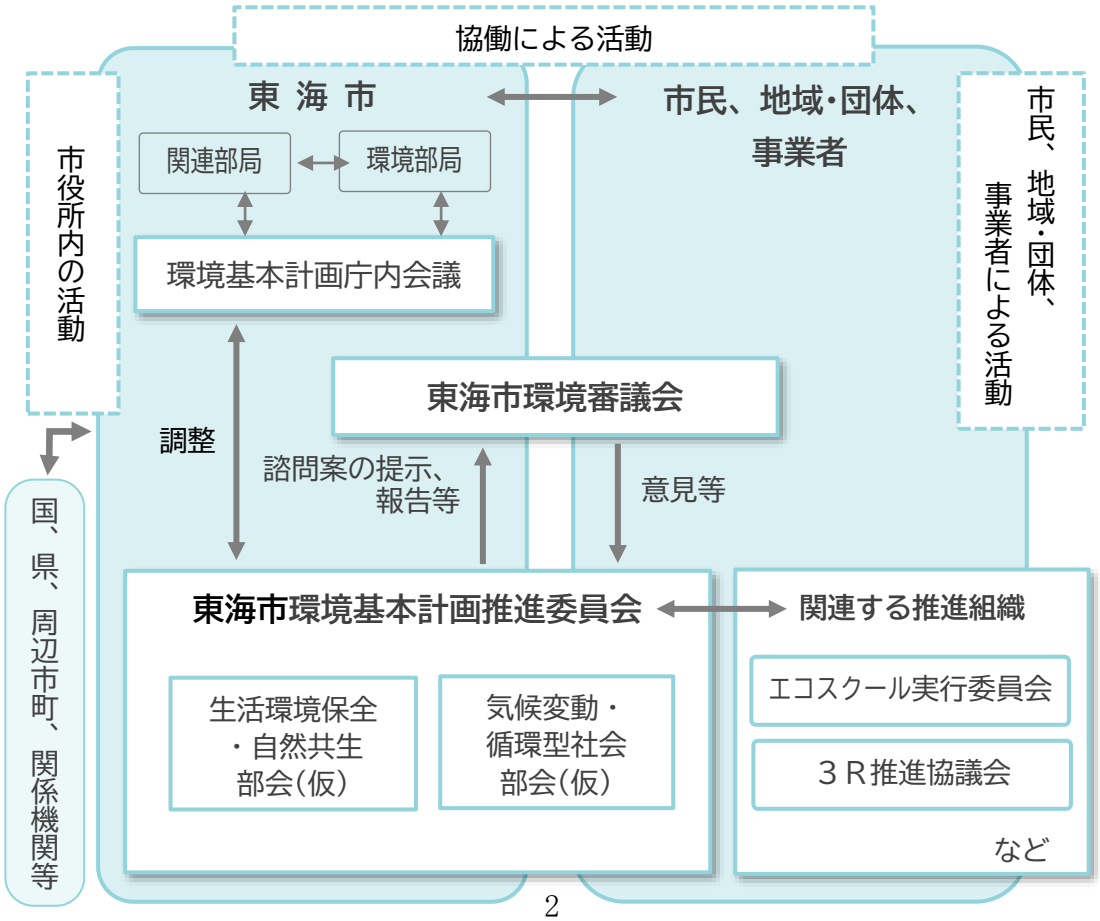

3　進行管理

本計画を実効性のあるものとするためには、計画の進捗状況を点検し、その効果を評価する中で、適切な見直しを行っていく必要があります。

そこで、本計画の進行管理については、環境マネジメントシステムの基本的な考え方に基づき、ＰＤＣＡ「計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）」を繰り返すことによって、継続的な改善を行います。

〇計画（Plan）と実行（Do）

・改善（Act）結果をもとに、何をどのように進めていくのか、計画を立て、決定します。
・計画に基づき、多様な主体の参画・協働により、取り組みを実行（Do）します。
・実行（Do）の過程においては、取り組み効果や課題、市民や事業者などの活動状況などについて適宜情報収集し、適切な情勢判断のもと、迅速かつ柔軟に改善を図りながら効果的に進めます。

〇評価（Check）

・毎年度、施策・推進項目の取り組み状況や目標の達成状況などについて把握し、「環境基本計画推進委員会」に報告し、計画の進行状況を評価します。
・指標などの定量的な評価とともに、施策のめざす姿や取り組みの状況など定性的な評価についても実施します。
・行政による取り組みだけでなく、市民や事業者などの環境行動の状況も踏まえるとともに、社会情勢の変化等も考慮した評価を行うように努めます。
・評価の結果については、毎年度「基本計画年次報告書」として取りまとめ、市民や事業者に広く公表します。

〇改善（Act）

・評価の結果を踏まえ、推進項目ごとの取り組みや事業の見直しを行い、継続的な改善を進めます。
・なお、毎年度の評価結果に加え、本市を取り巻く環境や社会情勢、市民のニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて環境基本計画の見直しを行います。
・特に、「評価（Check）」から適切な「改善（Act）」をいかに導き出すかを重視し、将来像やめざす姿の実現に必要な改善策の検討や、新たな取り組みの提案に努めます。

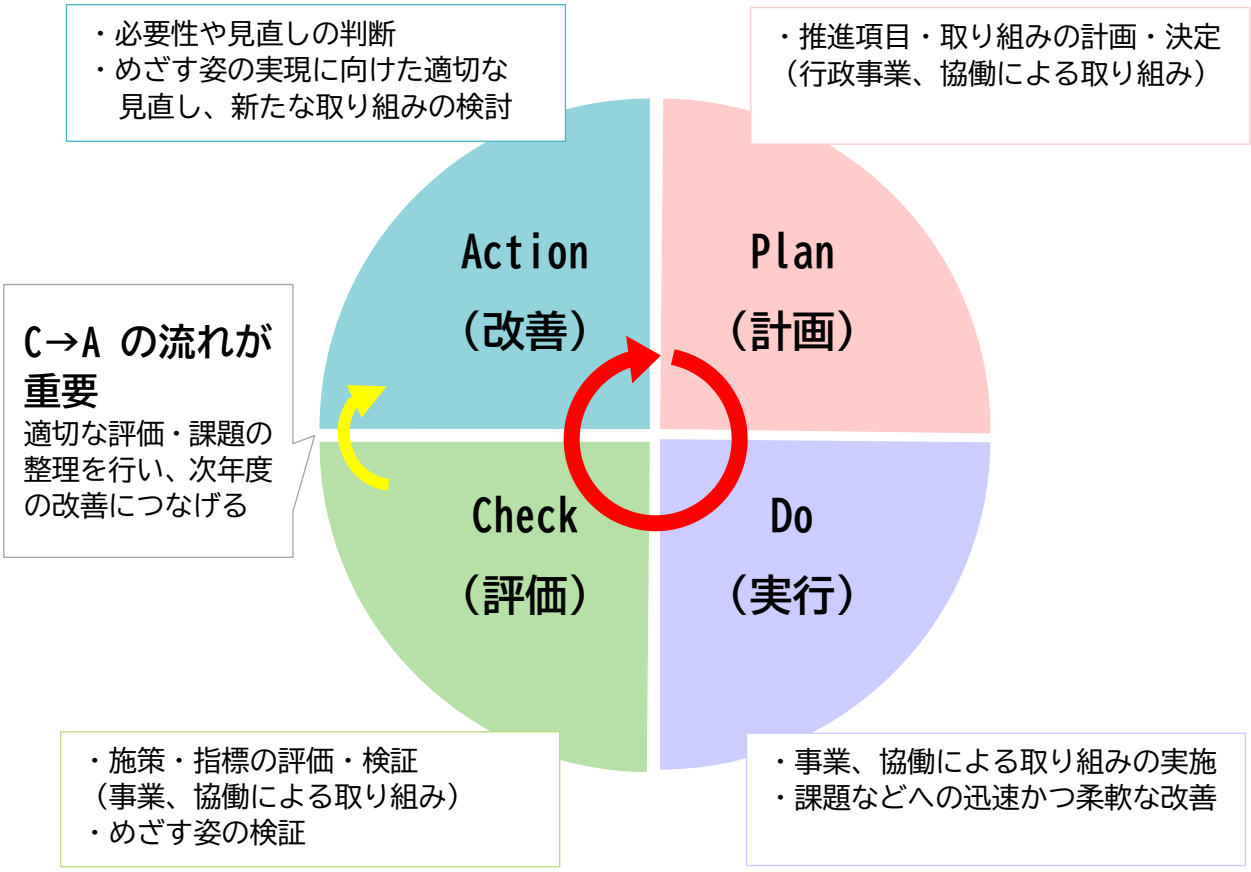
・必要性や見直しの判断
・めざす姿の実現に向けた適切な
見直し、新たな取り組みの検討
・推進項目・取り組みの計画・決定
（行政事業、協働による取り組み）
Action
（改善）
Plan
（計画）
C→A の流れが
重要
適切な評価・課題の
整理を行い、次年度
の改善につなげる
Check
（評価）
Do
（実行）
・施策・指標の評価・検証
（事業、協働による取り組み）
・めざす姿の検証
・事業、協働による取り組みの実施
・課題などへの迅速かつ柔軟な改善

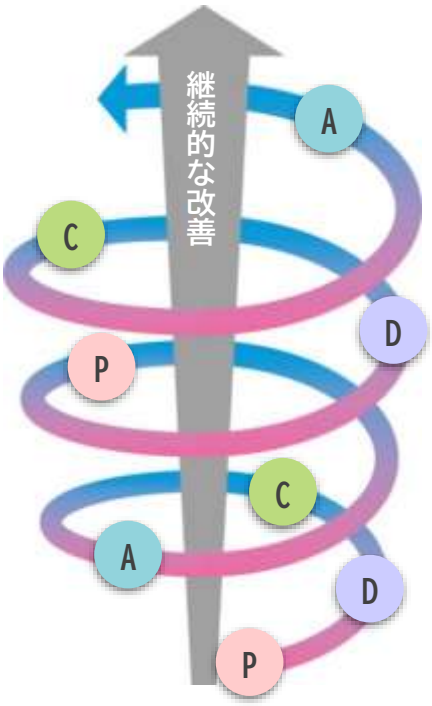
継続的な改善
A
C
D
P
C
A
D
P

第６章　計画の推進方法

資料６－２

1　推進主体

本計画を効果的かつ効率的に推進し、東海市の環境をよりよいものにしていくためには、市民や地域・団体、事業者、市など、すべての主体が、自らできることに主体的に行動していくとともに、各主体が果たすべき責任と役割を明確にして、ともに手を携え、相互に補完し、協力して進めていくことが必要です。

	範囲	責任と役割
市民	市内に在住する人とその家族及び市内に在勤・在学する人	・自らの消費行動が多くの環境問題や様々な社会課題の解決につながっていることを認識し、日常生活において、環境に配慮した生活を行い､環境への負荷を低減するとともに、健康で快適に暮らすことができるよう努めます。 ・地域などの自然に接するとともに、環境教育・環境学習の機会や地域活動に参加するなど、環境への理解を深め、身近なところから主体的に取り組みます。
地域・団体	ボランティア団体やコミュニティ、町内会・自治会など市内で活動する市民団体	・市や市民、事業者が取り組む環境保全活動に対し支援、協力、連携等を行います。 ・市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報を提供します。 ・自らも地域における環境保全に取り組みます。
事業者	市内で事業活動を行っている企業や事業所	・関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。 ・汚染物質の排出削減、廃棄物の発生抑制・減量化・適正処理、再生資源の利用、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーの活用など、事業活動のあらゆる段階で環境への負荷を低減するよう努めます。 ・これらの環境保全の取組について、企業の利益や事業価値の向上につなげられるように努めます。 ・地域の一員として、環境学習の機会や地域活動に積極的に参加します。
市	東海市 （事業によっては愛知県、国）	・環境に関する施策を策定し、市民や事業者と連携し、環境に関する取組を実施します。 ・市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報提供、活動の支援を行います。 ・各主体における環境に関する取組が円滑に進むよう、全庁横断的な調整や県・他市町村との連携を図ります。 ・自らも事業者として環境保全に積極的に取り組みます。

2 推進体制

本計画は、市民、地域・団体、事業所の代表者で構成された「環境基本計画推進委員会」において進行管理を行い、次の組織や団体などとも連携しながら、計画的かつ効果的に施策・事業を推進していきます。

東海市環境審議会

東海市環境基本条例において設置が規定され、学識経験を有する者、環境関係団体を代表する者、事業者を代表する者、関係行政機関の職員、市内に住所を有する者で構成されており、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議をします。

東海市環境基本計画推進委員会

市内に住所を有する者 事業者を代表する者 ＮＰＯを代表する者で構成され、環境基本計画の推進状況について、協働による進行管理を行うとともに、環境ビジョンを実現するための提案、環境ビジョンを実現するための事業に関する調査・企画・実施等、事業の推進に関する啓発等を行います。また、効果的な提案等を行うため、部会を設置します。

庁内体制

市の環境部局を中心に、庁内で一体的な推進を図っていくため、関係部局と、総合的・横断的な調整・連携を図ります。

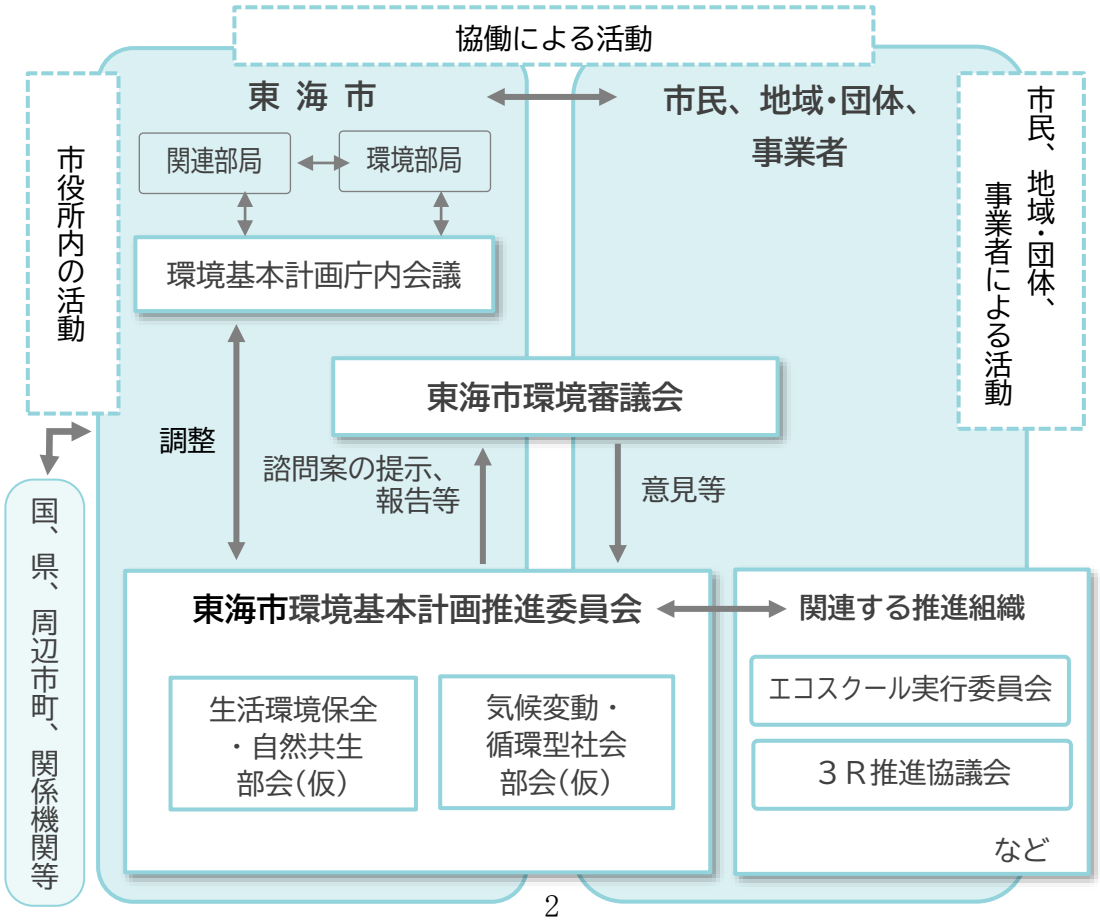

3　進行管理

本計画を実効性のあるものとするためには、計画の進捗状況を点検し、その効果を評価する中で、適切な見直しを行っていく必要があります。

そこで、本計画の進行管理については、環境マネジメントシステムの基本的な考え方に基づき、ＰＤＣＡ「計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）」を繰り返すことによって、継続的な改善を行います。

〇計画（Plan）と実行（Do）

・改善（Act）結果をもとに、何をどのように進めていくのか、計画を立て、決定します。
・計画に基づき、多様な主体の参画・協働により、取り組みを実行（Do）します。
・実行（Do）の過程においては、取り組み効果や課題、市民や事業者などの活動状況などについて適宜情報収集し、適切な情勢判断のもと、迅速かつ柔軟に改善を図りながら効果的に進めます。

〇評価（Check）

・毎年度、施策・推進項目の取り組み状況や目標の達成状況などについて把握し、「環境基本計画推進委員会」に報告し、計画の進行状況を評価します。
・指標などの定量的な評価とともに、施策のめざす姿や取り組みの状況など定性的な評価についても実施します。
・行政による取り組みだけでなく、市民や事業者などの環境行動の状況も踏まえるとともに、社会情勢の変化等も考慮した評価を行うように努めます。
・評価の結果については、毎年度「基本計画年次報告書」として取りまとめ、市民や事業者に広く公表します。

〇改善（Act）

・評価の結果を踏まえ、推進項目ごとの取り組みや事業の見直しを行い、継続的な改善を進めます。
・なお、毎年度の評価結果に加え、本市を取り巻く環境や社会情勢、市民のニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて環境基本計画の見直しを行います。
・特に、「評価（Check）」から適切な「改善（Act）」をいかに導き出すかを重視し、将来像やめざす姿の実現に必要な改善策の検討や、新たな取り組みの提案に努めます。

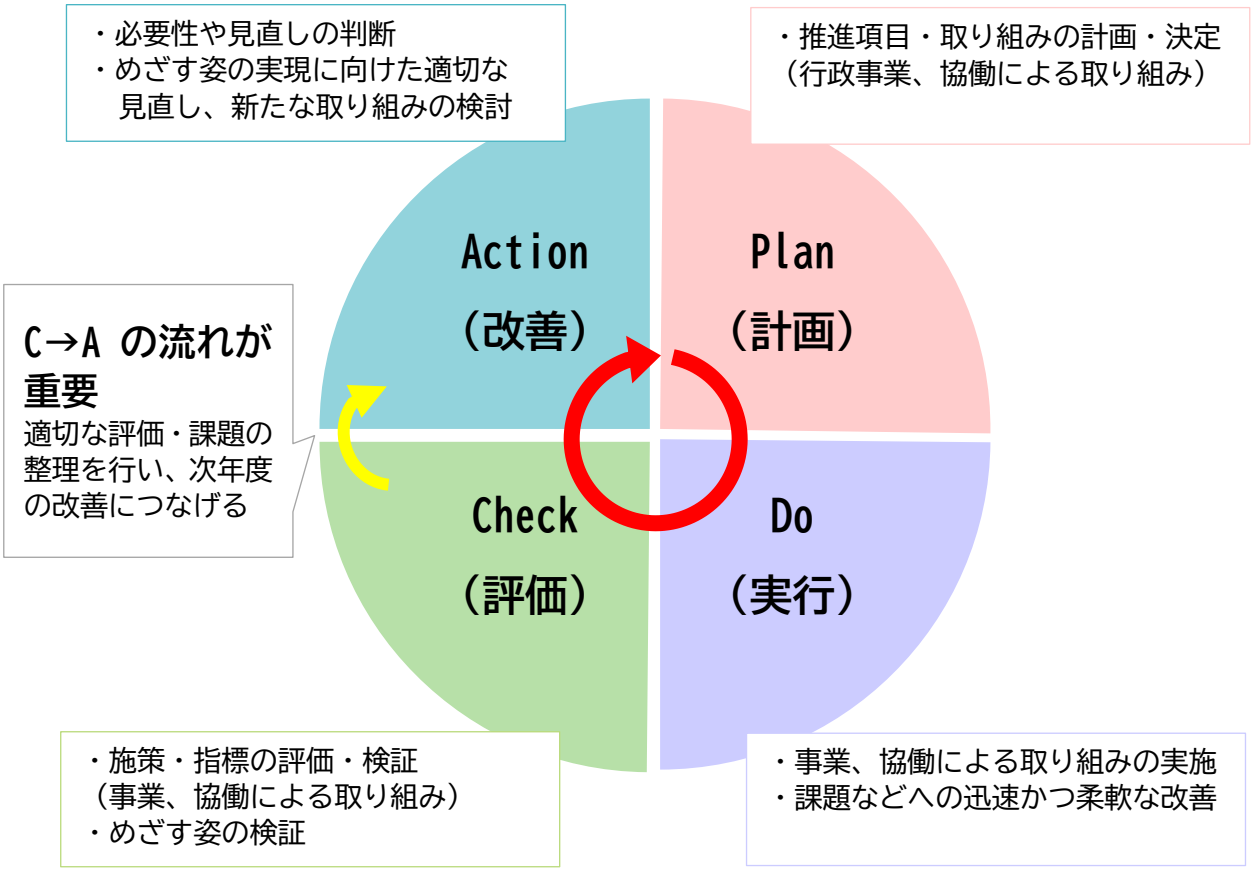
・必要性や見直しの判断
・めざす姿の実現に向けた適切な
見直し、新たな取り組みの検討
・推進項目・取り組みの計画・決定
（行政事業、協働による取り組み）
Action
（改善）
Plan
（計画）
C→A の流れが
重要
適切な評価・課題の
整理を行い、次年度
の改善につなげる
Check
（評価）
Do
（実行）
・施策・指標の評価・検証
（事業、協働による取り組み）
・めざす姿の検証
・事業、協働による取り組みの実施
・課題などへの迅速かつ柔軟な改善

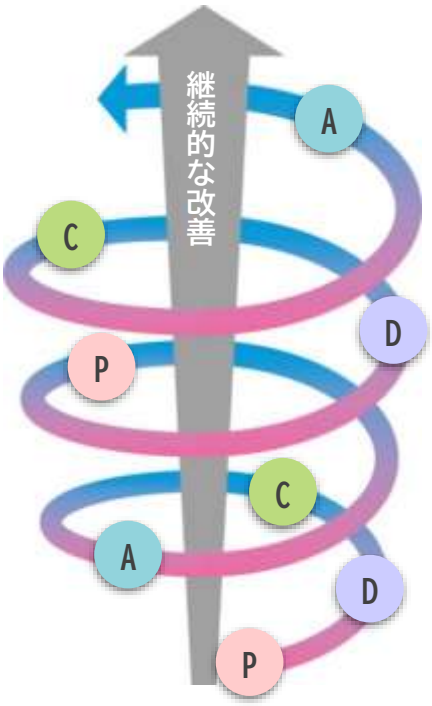
継続的な改善
A
C
D
P
C
A
D
P

第５章　東海市生物多様性地域戦略

資料７－２

1　生物多様性とは

（１）生物多様性とは

■生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは長い歴史の中でさまざまな環境に適応して進化し、1,000 万種を超えるといわれる多様な生きものが生まれました。これらは一つ一つに個性があり、直接的・間接的につながり支えあい、生きています。

生物多様性には、生きもののつながり（生態系の多様性）、その関わり合いの中で進化してきた様々な生きものの種類（種の多様性）、その種が繁栄していくための豊かな個性（遺伝子の多様性）の 3 つのレベルがあります。

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
いろいろなタイプの自然（森林、里山、海、河川、池、湿原など）があります	いろいろな生きもの（動物、植物、細菌など）がいます	同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形や模様、生態などに多様な個性があります

イラスト出典： 環境省「こども環境白書 2012」

■生物多様性の危機

現在、これまでにない速さで、生物の多様性が失われつつあり、たくさんの生きものたちが絶滅の危機に瀕しています。日本の生物多様性は４つの危機にさらされていると言われており、原因は様々ですが、そのほとんどが人間活動によるものです。

【第１の危機】 **開発など、人間活動による危機** 乱獲や開発による生息環境の悪化・破壊など、人間活動が自然に与える影響は多大です。 東海市でも、開発が進む中で自然が減少し、生物の多様性も失われています。これらを取り戻すことは容易ではありませんが、まだ、過去の自然の一部を局所的･断片的に垣間見ることもできます。	**【第２の危機】** **手入れ不足など、自然への働きかけの縮小による危機** 人の手が加えられることで成立していた自然のバランスが崩れています。 東海市でも、利用されず放置されている草原や雑木林が増え、人の手が加わり成立していた自然を好む動植物が減少しています。同時に、木の実や山菜など里山の恵みを食す文化も消えつつあります。
【第３の危機】 **外来種など、人間が持ち込んだものによる危機** 外来種の侵入は、昔から地域にいる在来種の生存を脅かしたり、絶滅に追い込んだりする場合があります。 東海市では、ため池や河川といった水辺の生きものが、特に危機的な状況にあります。	**【第４の危機】** **気候変動など、地球環境の変化による危機** 平均気温が 1.5～2.5℃上昇すると、動植物の絶滅リスクは 20～30%高まると言われています。 東海市でも、南方系の昆虫がみられるようになった事例がありますが、地球温暖化の影響によるものかは情報が少なく不確かなところがあります。

■生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系からたくさんの恵み（生態系サービス）を受けています。生態系サービスは大きく４つにわけられます。

暮らしの基礎となる「供給サービス」

食物や水、木材や繊維、農作物の品種改良に用いる植物、医薬品に利用する動植物など、衣食住を支えています

東海市では、
・市内農地で作られる野菜や米などの食料
・フキや玉ねぎなどの特産品　など

暮らしを守る「調整サービス」

植物などによる水質や大気の浄化、森林や水田、ため池などによる土砂崩れや洪水などの防止などがあります

東海市では、
・緩衝緑地による、大気汚染などの防止・緩和
・山林・樹木による土砂流出の防止
・ため池や田などの貯水による洪水防止　など

文化の多様性を支える「文化的サービス」

自然景観、地域に根付いた郷土料理やお祭り、レクリエーション、自然と一体となった科学の発展や教育などがあります

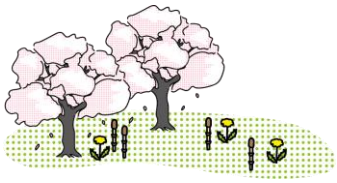

東海市では、
・大池公園の桜など、季節に応じた景観やレクリエーション
・自然をテーマとしたエコスクール　など

大気や水を生みだす「基盤サービス」

植物が酸素を作り、森が水循環のバランスを整え、微生物が豊かな土壌をつくるなど、全ての生物の生命を支えています

東海市では、
・公園・緑地や、里山、農耕地などによる酸素の供給
・東海市に昔からいる在来種の生息地　など

コラム

それって、被害を与える害虫？ 生活に役立つ益虫？

刺されれば人が死ぬこともあるスズメバチ。人々にとっては害虫と考えられていますが、畑では、農作物の害虫であるイモムシを大量に捕食してくれる益虫でもあります。

子どもたちに人気のカブトムシは、ペットとなる益虫です。幼虫からは抗菌物質が発見され、抗生物質や抗がん剤として人が利用できるように研究が進められている、医学的な意味でも益虫です。その一方で、ブドウ農家にとっては作物に傷をつける害虫とされています。

このように、害虫か益虫かは、視点によって変わります。害虫であっても、また関係ないと思われがちな生きものであっても、様々な形で私たちの生活に役立っているものも多いのです。

生物多様性は、私たちの健康的な生活の可能性を無限に広げてくれる、大切なものなのです。

（２）戦略の基本的事項

世界的に生物多様性の危機が叫ばれる中、本市においても生物多様性の確保と保全に取り組んでいく必要があることから、本戦略を策定することとします。

戦略の計画期間及び対象とする区域は、環境基本計画と同様とします。

計画期間	令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）
対象とする区域	東海市全域

2 市内の生物多様性の状況

（１）本市の自然環境の概況

本市の植生は、伐採跡地などに二次的に成立する森林（いわゆる二次林）や、竹林などで構成されています。かつて市内に分布し燃料用材として重宝されたアカマツ林は、現在では見られなくなり、ハルゼミなどマツに依存する種は局地的な分布に変化しました。その後、コナラなどの落葉樹を中心とした雑木林が成立していますが、高齢化が進みつつあり、明るい雑木林を好む植物や昆虫類などの小動物は減少し、暗くなった林床では常緑樹が増え、照葉樹林へと移り変わりつつあります。これらの雑木林は連続性がなく点在しているため、比較的孤立した環境でも生息できる昆虫類などの小動物や、飛翔力のある鳥類などが生息し、広大な行動圏が必要な種は少なくなっています。

雑木林とビオトープが存在する加木屋緑地では、樹林地と水辺を行き来するトンボ類や、カエル類をはじめとした様々な生きものが生息しています。

グリーンベルトなどの緩衝緑地は、シイ類やカシ類を中心とした地域在来種が中心の植生となっていますが、本来の目的である緩衝帯の早期形成のため、外来種や園芸品種も植栽されています。

市内には数多くのため池があり、かつては、ため池とその周辺に由来する植物が数多く存在していました。今では水生植物が繁茂するため池は限られており、水生植物の減少とともにコオイムシなどの水生昆虫や、幼虫期をヤゴとして水中で過ごすトンボ類が減少するなどの変化もみられます。

河川では、フナやコイ、ドジョウなどのほか、年によってはアユなどの淡水魚類がみられます。

東海地方を特徴づける丘陵地の湧水湿地は、開発などにより多くが消失しましたが、一部では湿地性植物が自生する湿地が残っています。

農耕地では、水田の乾田化や農薬使用など農業環境の影響により、在来昆虫やカエルなどの小動物は減少し、見られる種も単調化しています。

干潟や雑木林、農耕地などの環境では、一年中見られる留鳥の他、夏鳥・冬鳥や移動途中に立ち寄る旅鳥もみられます。市内の緑地も旅鳥に利用されており、ゴールデンウィーク前後には大池公園などで小鳥たちのさえずりを楽しむことができます。

特定外来生物としては、アルゼンチンアリ、オオキンケイギク、オオクチバス、ブルーギルなどが確認されています。

本市の自然環境の概況マップ

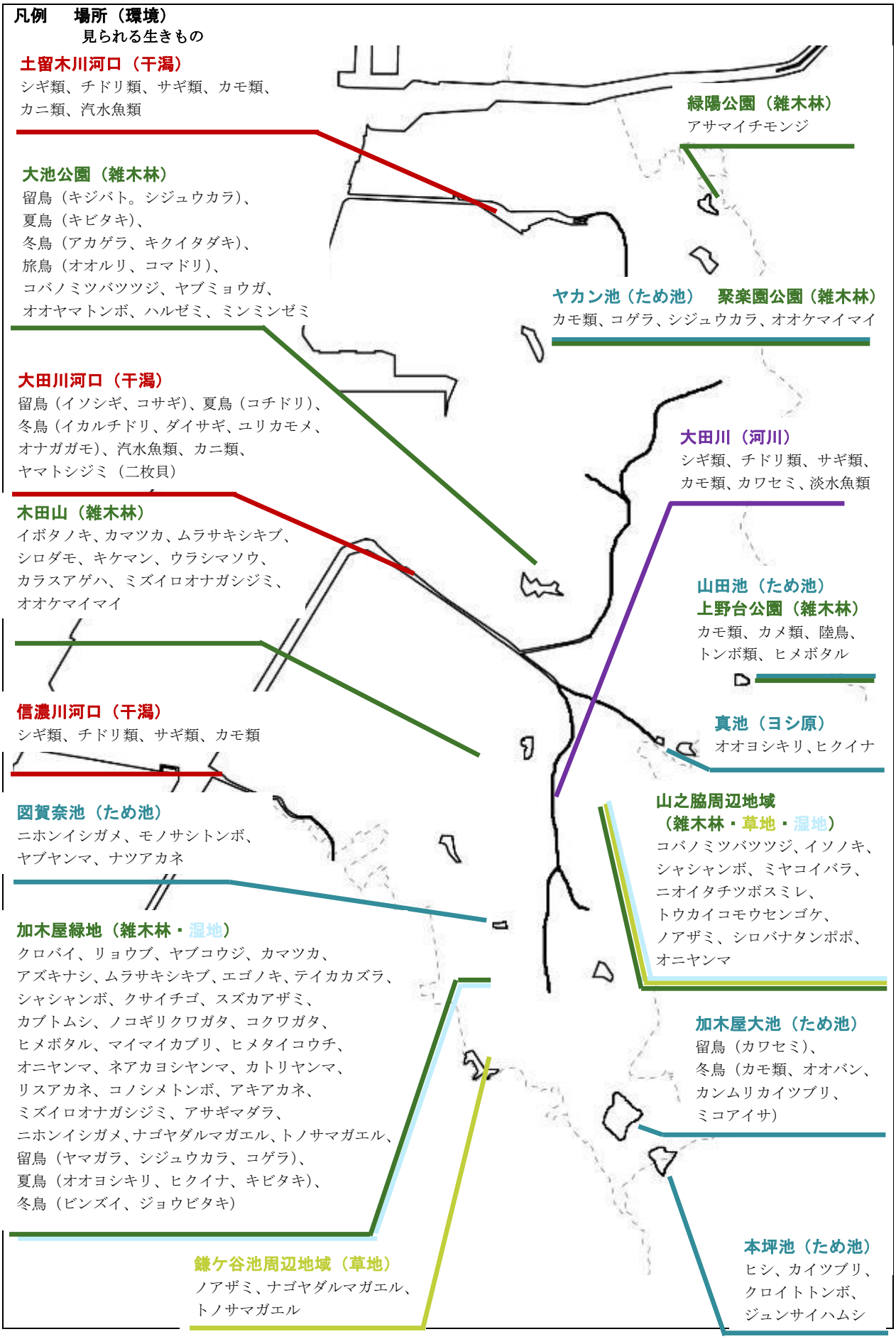

（２）本市の生物多様性にかかる主な課題

本市の生物多様性にかかる主な課題は、次のとおりです。今後、これらの課題に対応していくことが求められています。

主な課題

- まとまりのある緑地の保全（開発行為などからの保全等）
- 緑地や山林、水辺等の適正な維持管理、多様な生物生息環境としての再生・創出
- 外来種の拡大への対応と希少種の保護・再生
- 生物多様性に貢献する農地の保全
- 生きものの生息・生育情報など、生物多様性に関する環境情報の把握・蓄積
- 自然とのふれあいの機会創出や普及啓発などによる、市民の意識向上、正しい知識の習得
- 生物多様性の保全・再生に関する活動の担い手の確保

3 戦略の目標及び施策

（1）目標と施策体系

本戦略では、本計画で定めた、環境の柱２「自然共生」の施策及びめざす姿を踏まえて「自然環境が保全・再生され、様々な生きものが生まれ育ち、人と自然が共生するまち」を目標とします。

施策、推進項目及び取組内容は、第４章「環境の柱２：自然共生」、「環境の柱５：環境行動」に示した内容をもとに、生物多様性の確保、自然と共生するまちの形成などの取組を進めるとともに、効果的な推進に向けて、庁内関係課の連携強化と多様な主体との協働を進めます。

自然環境が保全・再生され、様々な生きものが生まれ育ち、人と自然が共生するまち

環境の柱	施策	推進項目	取組内容
自然共生	生物多様性の確保	地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全	●自然・生物調査の実施 ●自然環境の保全・再生活動の推進 ●保全活動や調査を実施･支援する人材･団体の育成・支援 ●広域的生態系のネットワークづくり ●緩衝緑地の保全・再生 ●在来種や外来種に対する意識向上 ●外来種の駆除活動による生態系の保全
	自然と共生するまちの形成	公園・緑地、農地等の整備・維持管理	●公園・緑地などにおける自然とのふれあいの推進 ●街路樹など市内の緑の適正な維持管理 ●民有地緑化の促進 ●市民が水と親しめる空間の創出 ●雨水貯留浸透施設の設置や河川・ため池などの適正管理などによる水循環の確保 ●地産地消の推進などによる農地の保全 ●遊休農地対策の推進
環境行動	環境意識の向上	環境情報の整備・提供	●イベントなどを通した普及啓発 ●ホームページやＳＮＳ等、多様な媒体を活用したわかりやすい環境情報の発信 ●環境調査の充実とデータベース化 ●市内の人材・活動団体の把握とデータベース化
		環境学習の推進の促進	●エコスクールによるあらゆる世代への学習機会の提供 ●地域・団体や事業者、教育機関、学生等との協働によるエコスクール講座やイベントの開催 ●教育機関、課外活動など多様な時間・場所における環境学習の推進
	環境保全活動の実践	環境保全活動の促進	●環境行動につながる効果的な啓発 ●環境保全活動への参加促進 ●環境保全活動を担う人材やリーダーの発掘・育成
		活動促進・ネットワークづくり	●地域・団体、事業者、市の協働による取り組みを推進する仕組みづくり ●人材・活動団体のネットワーク形成

（２）主な取り組み

施策　生物多様性の確保

推進項目：地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全

- 市内で生息する生きものなど、生物多様性の実態を把握する自然・生物調査を行います。
- 市民や地域・団体、事業者と連携し、緑地、里山、水域、農地など、地域に根ざした生きものの生息・生育環境、通り道となり得る自然環境の保全・再生を行います。
- 愛知県や知多半島など広域的な視点により、生態系のネットワーク化を進めます。
- 関係機関などと連携しながら、在来種の生息を脅かす外来種の駆除活動を行います。
- 在来種・希少種や外来種の情報収集や啓発・周知による意識向上を進め、希少種の乱獲や外来種の拡大を防止します。

施策　自然と共生するまちの形成

推進項目：公園・緑地、農地等の整備・維持管理

- 公園・緑地など自然とふれあえる場を提供し、身近な自然に親しむ機会を増やします。
- 公園・緑地や街路樹など緑の適正な維持管理や、民有地の緑化を進め、生物多様性の確保に貢献します。緑化を行う際は、地域の自然に配慮しながら在来種を優先して選択するようにします。
- 水辺環境の整備などにより、水辺で自然とふれあえる場・機会をつくります。
- 河川・ため池などの適正管理などにより、水循環の確保と水辺の保全を進めます。
- 遊休農地対策や地産地消の推進などにより、多面的な役割を担う農地の保全・維持管理を進めます。
- 低農薬・有機栽培など生物多様性保全に効果の高い営農を支援するなど、環境保全型農業を推進します。

コラム

東海市の生きもの調査について

東海市の生きものは、市が発行した昭和 54 年（1979 年）の「東海市の自然」、平成 7 年（1995 年）の「東海市の自然をたずねて ふるさとの四季」の 2 冊の本で紹介されていますが、発行からかなりの年月が経ち、絶滅したと考えられる種がいる一方、侵入した種も多くいる可能性があります。

実際に、令和 3 年（2021 年）から 6 年（2024 年）に県内で活動する自然系研究会が発表した加木屋緑地の生きものを報告した文献によると、加木屋緑地に生息するトンボは 28 種、チョウは 43 種と記録されており、市内全域に生息するトンボとチョウが、「東海市の自然」で 22 種と 39 種、「東海市の自然をたずねて ふるさとの四季」で 38 種と 30 種と記録されていることと比較すると、市内の生きものの生息状況が変わってきていると推察されます。

生きもの調査には、市民参加型による調査、専門家による調査、トンボなど指標種を設定して行う調査など様々なものがありますが、市内の生きものの生息・生育状況について、より多くの市民や専門知識を持つ人材が協力しながら、正確に把握し情報共有していくことが、生きものを守っていく活動の第一歩に繋がっていくと考えます。

施策　環境意識の向上

推進項目：環境情報の整備・提供

●イベントなどにおいて、生きものに関心をもってもらえるような普及啓発を行います。

●ホームページやＳＮＳ等、多様な媒体を活用し、市内の生きものや保全活動などの情報をわかりやすく情報発信します。

●自然・環境調査などにより市内の生きものなどの情報を継続的に収集し、データベース化します。

●生物多様性についての専門的知見と技術を有する人材や活動団体を把握し、データベース化します。

推進項目：環境学習の推進の促進

●エコスクールにおいて、多様な世代が身近な生きものに関心を持つことができるような講座を開催します。

●地域・団体や事業者、教育機関、学生等との協働により、エコスクール講座や環境関連イベント等を開催します。

●次世代を担う子どもたちや若者に対して、教育機関との連携や課外活動の活用などを通して、環境学習を進めます。

施策　環境保全活動の実践

推進項目：環境保全活動の促進

●生物多様性への関心とともに生物多様性に配慮した行動につながるよう、市民や事業者等へのわかりやすい周知・啓発を進めます。

●生物多様性の保全・再生活動を啓発するとともに、情報発信などを通じて市民の参加を促します。

●エコスクール講座などを通して、生物多様性の保全･再生活動を担う人材･リーダーを育成します。

推進項目：活動促進・ネットワークづくり

●地域・団体、事業者、市の協働により、生物多様性の保全をはじめとした、市内の環境活動に取り組む人材や活動団体のネットワーク化を進めます。

コラム

エコスクールで人気の生きものたち

カブトムシ

ノコギリクワガタ

クマゼミ

アサギマダラ

夏の昆虫の人気者カブトムシとノコギリクワガタ。自然の不思議や神秘の世界がみられるセミの羽化や、海を越えるアサギマダラ。生きもの相手の観察会は必ず見られるとは限らないですが、逆に思いがけない出会いもあります。皆さんもエコスクールに参加してみませんか？

4 本市の生物多様性シンボルエリアでの取り組み

本市の生物多様性のシンボルとなりえるエリアとして、市が自然環境再生拠点と位置付ける「加木屋緑地」、様々な主体が連携し環境省の自然共生サイトに認定された「知多半島グリーンベルト」があり、これらの取り組みを推進、支援、広報等することで、市内各地での生物多様性の取り組みの展開につなげます。

（１） 加木屋緑地（自然環境再生拠点）

【エリアの特徴】

加木屋緑地は、まとまりのある二次林が残された貴重な場所である御雉子山周辺を、あらゆる世代の人たち、特に次代を担う子どもたちが自然に触れ、学び、心を癒すことができる「自然環境再生拠点」として、市が位置付け、整備した緑地です。

自然環境は、コナラなどの落葉広葉樹林からアラカシ、クロバイなどの常緑樹林へと植生遷移が進んだ場所があり、明るい二次林の動植物相の面影も残し、市内では希少種となったアズキナシやエゴノキなどが自生しており、モノサシトンボやヤブヤンマ、ミナミコモリグモなどの生息地としても重要です。また、真夜中に舞うヒメボタルの光は後世に伝えたい自然といえます。

緑地内は水辺の森、散策の森、みはらしの森、成長の森といった４つのゾーンに分かれ、それぞれの特徴を活かした整備によって、散策やトレーニングのほか自然観察などが手軽に楽しめる場となっており、園芸種の花壇や淡墨桜などの植栽地もあります。

【取り組みの方向性】

ホタル、オニヤンマ、アサギマダラなどの身近な生きものとふれあえる「ふるさとの自然」を保全・再生し、市民の「たから」として今後５０年先の世代に引き継いでいくことを目指し、維持管理等の取り組みを進めていきます。また、市内の希少種の保護に配慮した管理を実施すると同時に、自然の恵みを楽しむタケノコ掘りなどができる場所やエコスクールの実施場所としても活用していきます。

【各主体の具体的な取り組み例】

【市民、地域・団体】
・地域による維持管理
・植栽の協力

【専門家】
・市民、地域・団体、行政への助言、指導等

【行政】
・緑地の整備、管理全般
・エコスクールの実施やモニタリング調査

加木屋緑地の歩道を舞うヒメボタルの光跡

（２）知多半島グリーンベルト（自然共生サイト）

【エリアの特徴】

グリーンベルトは、臨海部の工場等の設置時に生産拠点と周辺エリアとの緩衝地帯として、東西100m、南北10kmにわたって整備された緑地（臨海部以外で参画する事業者の緑地も含む）であり、整備当初から50年を経て、高さ15mにまで成長した木々で構成される森林帯となっています。

グリーンベルトの管理については、平成23年（2011年）から生物多様性を意識した広域的な連携の取り組みが始まり、現在では、学生・事業者・ＮＰＯ・専門家・行政（県・知多市・東海市）が連携し、質の向上を目指した維持管理に取り組んでおり、令和5年（2023年）10月には、環境省から「自然共生サイト」の認定を取得しました。

主な植生として、シイ類やカシ類を中心とした地域在来種を中心に、本来の目的である緩衝帯を早期に形成するため、早期の緑地形成が期待できる外来種や園芸品種も多く植栽されています。また、生態系ネットワークの構築に向けた多様な取り組みを進めた結果、ニホンノウサギやホンドキツネが確認されるなど、地域本来の生態系が回復し、再生しつつあります。

【取り組みの方向性】

グリーンベルトを活用し、市民の生物多様性の意識を向上させる体験イベントが実施されています。また、自然共生サイトの認定を受けた本グリーンベルトでは、今後も緑地としての質を維持・向上させることが求められます。このため、継続的なモニタリング調査を実施し、その調査結果を維持管理の内容に反映させていくことが必要であり、モニタリング調査と合わせて、次のとおり取り組みを実施していく予定です。

＜事業者による管理＞

・グリーンベルトの造成、枝打ちや間伐等の管理　・生物多様性に配慮したビオトープの造成

＜各主体の連携による管理＞

・在来樹種への切替　・水辺ビオトープの造成、管理　・生物マウンドの造成、管理

・アニマルパスウェイの整備　・野鳥の巣箱の設置　・外来種の駆除

【平成30年（2018年）から令和4年（2022年）にモニタリング調査で確認された動植物の種数】

＜平成30年（2018年）～令和元年（2019年）＞

植物114種、鳥類17種、哺乳類3種、両生類3種、爬虫類3種、
昆虫類190種、魚類7種、底生動物11種、陸産貝類11種、クモ類15種

＜令和2年（2020年）～3年（2021年）＞

植物19種、鳥類18種、両生類3種、爬虫類2種、昆虫類101種、
魚類4種、底生動物2種、陸産貝類6種、クモ類8種

＜令和4年（2022年）＞

鳥類5種、哺乳類2種、両生類4種、爬虫類3種、昆虫類115種、魚類2種、
底生動物5種、陸産貝類4種、クモ類9種

【各主体の具体的な取り組み例】

【学生】
・生きものの生息生育地を広げる活動
・モニタリング調査

【事業者】
・緑地の整備、管理全般

【ＮＰＯ】
・事業者間の調整
・事業者と学生の仲立ち
・学生の活動支援
・自然共生サイトのモニタリング、申請等

【専門家】
・緑地の管理方針や維持管理等に関する助言
・モニタリング調査
・学生の調査支援、技術向上のための指導
・行政との連携

【行政】
・助言、指導等
・広報等の支援

グリーンベルト（一部）の航空写真

グリーンベルトで確認されたニホンノウサギ

【参考文献等の記載（調整中）】

※参考文献

「三河生物」（西三河野生生物研究会 発行）

「蟲譜」（三河生物同好会 発行）、

「加木屋緑地自然環境調査報告書」（吉鶴靖則氏 発行）

※写真協力

P●　吉鶴靖則氏

P●　命のプロジェクト事務局（ＮＰＯ日本エコロジスト支援協会）

・本誌の生物写真はすべて東海市内で撮影されています。

当日配布資料

生物多様性に係る指標、具体的な取り組み等の再検討について

1　生物多様性の確保に繋がる指標の検討

生物多様性の確保	候補 1:市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数 ~~候補 2:都市公園・公共施設緑地の面積~~ 候補 3:生物調査・観察会の実施数	候補 1）　8 地点（R5） ~~候補 2）　292.4ha（R5）~~ 候補 3）　16 件（R5）	候補 1：　増加（R16） ~~候補 2：　上昇（R16）~~ 候補 3：　増加（R16）

	指標とするのに適した内容	課題
候補１	生物が増えるためには場所の確保が必要であり、行政・民間を問わず、その場所を確保する指標である	指標が増加する見込みがなく、増加にあたっての取組みも難しい面がある
候補２	（緑被率などは毎年度の取得ができず、指標として取得できるのは「都市公園・公共施設緑地の面積※」となる　　※温暖化対策実行計画（区域施策編）における指標）	・把握できるのが行政の数値のみとなる ・数値が増える見込みがなく、取組みも難しい面がある
候補３	・取組方法によって、指標を増加させることができる ・将来的に、市民・団体・事業者等が行う生物調査等を市が把握する仕組みを作ることで、指標を増加させることができる可能性がある	生物調査の実施数の増加は、生物多様性の確保に直接的には結びつかない
上記以外の指標とする場合	委員会で検討 ※市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例を考えつつ、よい指標がないか検討するもの	

2　生物多様性の確保に繋がる「市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例」の検討

東海市にとって、生物多様性を増やすこととはどんなことかを、例を参考に、理想論ではなく現実に頑張れる方向性から検討するもの。

→検討し、よい取組みについては、具体的な取り組み例として追記し、指標にできるものがあれば指標案とする。

【例】

・市管理の道路の街路樹や公園の植栽には在来種を積極的に取り入れる
・家庭の庭には実のなる木や在来種をできるだけ取り入れる
・公共施設の敷地内に、市民参加で、生き物が住める空間を増やす
・在来の草花の種や苗木を販売する園芸店やホームセンターを増やす
・侵略的外来種を減少させるための〇〇バスターズを組織する